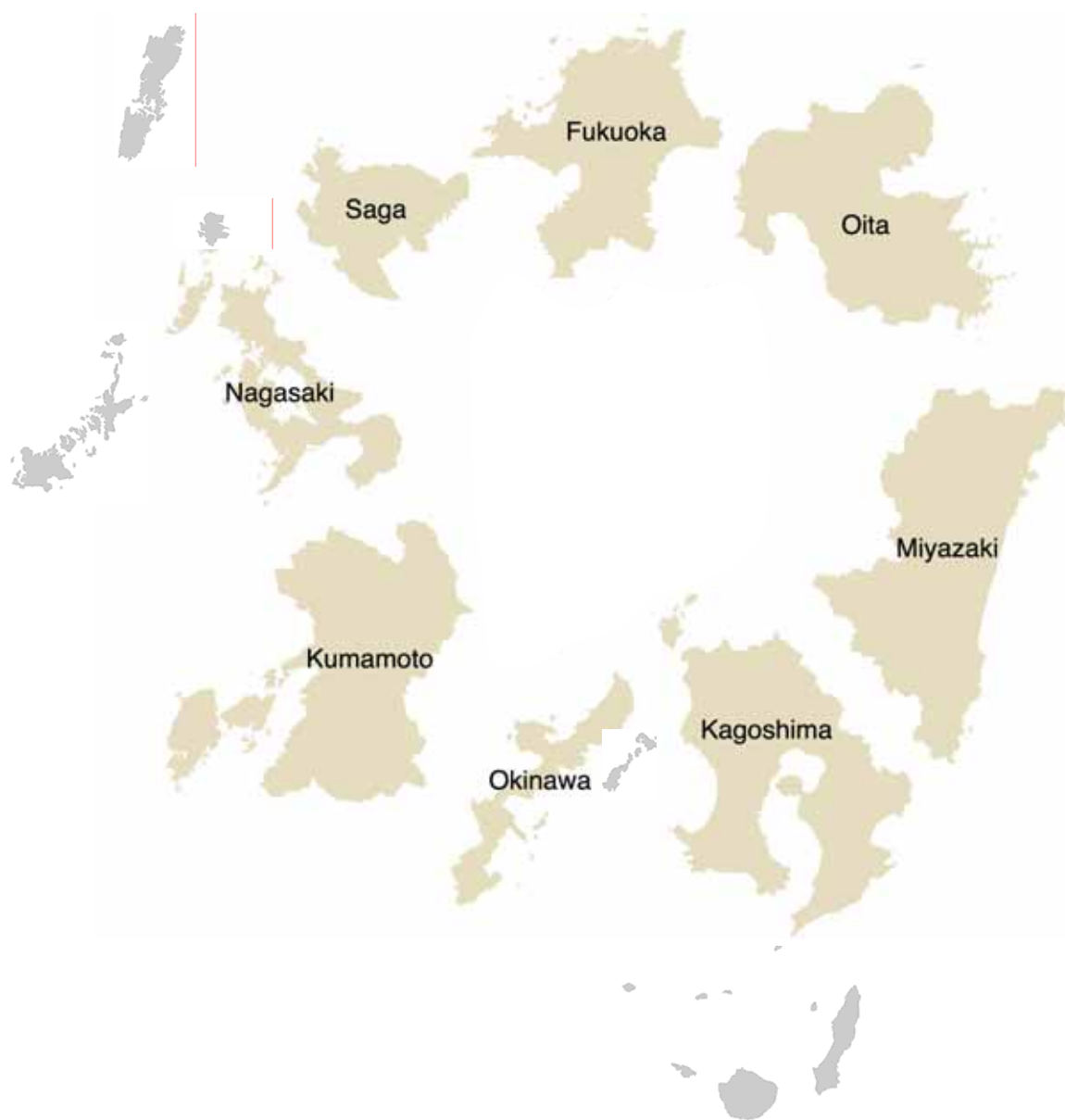


「九州府」構想

～ 10年をめどに道州制実現をめざす～

報告書



平成18年10月12日

九州市長会

九州における道州制等のあり方研究委員会

目 次

	ページ
はじめに	1
第1章 創造への変革・・・今、なぜ道州制が必要なのか	3～4
第2章 全国に先駆けた道州制の九州モデルの実現をめざす ...	5～8
第3章 国、「九州府」及び基礎自治体の役割分担	9～15
第4章 権限移譲の推進	16～18
第5章 税財政制度の基本的なあり方	19～21
第6章 アジアにおける九州の躍進と戦略	22～24
[統計・その他資料編]	
統計資料	25～33
その他資料	34～40

はじめに

道州制の議論が日を追うごとに高まってきている。平成18年2月に内閣総理大臣の諮問機関である第28次地方制度調査会が「道州制の導入が適当」という答申をまとめ、同年7月に閣議決定された「骨太の方針2006」では、道州制特区を推進し、道州制特区推進法案の成立を期すといった内容が盛り込まれた。その後も、竹中前総務大臣や安倍内閣総理大臣から、『道州制をいつ導入できるか3年以内にめどをつけたい』との発言があり、さらに安倍内閣では道州制担当の内閣府特命大臣が新設されるなど、道州制を巡る議論は今後加速度的に進展していくと予想される。

「平成の大合併」により、九州内の基礎自治体（市町村）数は平成18年3月末現在で302団体となり、5年前の約半分に減少した。市町村合併で、基礎自治体の規模拡大と機能充実が図られると、次の段階として、広域自治体である都道府県の区域、役割及び機能などの見直しが議論されることは必然と言える。情報通信の飛躍的発展や高速交通体系の発達、都道府県の境を越えた生活圏や経済圏、交通圏の形成を促進している。それらの新たな圏域を核とした広域自治体の必要性も叫ばれている。

一方、基礎自治体は、地域社会の担い手として、住民に最も身近で重要な役割を果たさなければならない。多様化する住民密着型サービスを充実するために、国や都道府県からできる限りの権限や財源の移譲を受け、自らの処理権限を高めるとともに、財政面、人材面など、自治体自身のさらなる資質・能力の向上を図ることが不可欠である。

また、九州はアジア諸国と密接なつながりを持っており、今後のアジア経済の飛躍的発展に向けて、九州が果たす役割はますます重要なものとなってくる。

九州市長会では昨年10月から「九州における道州制等のあり方研究委員会」を設け、「九州府」構想に向け、様々な課題を研究・検討してきた。参加委員市長の熱心な議論は印象深く、変革待望の熱意の中で、「10年をめどに道州制実現をめざす」との目標を掲げて議論できた。

目標に至るまでの道のりは決して平坦ではないが、持続可能な地域の発展を図る最良の処方箋は道州制以外にないと確信している。

本委員会は、九州市長会の伊藤一長会長の熱意のもと、総会の議決に基づく委員会設置に始まる取り組みを行ってきた。今後も国、県、町村及び関係団体との連携を図りつつ、地域住民の方々と協働しながら、自主・自立した「九州府」構想の実現をめざしていくことが肝要であると考え、そのためにも伊藤会長を中心に九州市長会が内容実現に総力を挙げて邁進されることを期待する。

これまでご尽力いただいた委員の各市長、並びに各幹事、そして地道な作業に力を尽くした事務局に、心より感謝を申し上げる次第である。

九州における道州制等のあり方研究委員会
委員長 多久市長 横尾俊彦

第1章 創造への変革・・・今、なぜ道州制が必要なのか

1 時代の大きな潮流と中央集権社会の弊害

わが国が直面している諸問題

ア 人口減少社会及び超高齢化社会の到来に伴う諸施策への影響

わが国の現況をみると、人口減少社会・超高齢化社会の到来に伴い、社会保障費等の増加により歳出が拡大するなど、国・地方を問わず厳しい財政状況が続いている。

このような中、多様化する地域の実情に即応できる分権型社会への転換が求められている。世代間・世代内の格差を解消し、将来にわたり持続可能な制度を構築するため、社会保障制度を始めとする諸制度の抜本的改革を進める必要がある。

イ グローバル化や高度情報社会の急速な進展に伴う広域行政課題の増加

時代の潮流は、情報通信の発展や高速交通体系の発達、人口の流動化、また経済圏の拡大や経済のグローバル化等の変化もとどまるところを知らない状況である。

これらを背景に、現在の都道府県を越える圏域を単位として、その圏域内における機能分担や相互補完に基づく対応を必要とする広域的課題が増加している。

中央集権社会の弊害

ア 財政の非効率化による国と地方の財政破綻

財政運営における受益と負担の関係の希薄化や、事前規制が多い諸制度は、いわゆる地方の依存体質や国の既得権益を生むこととなり、財政の非効率化を誘引している。

また、地方自治体の財政破綻（いわゆる夕張ショック）の発生など、極めて厳しい財政状況の下で、最も効率的で効果的なシステムの構築が求められている。

イ 国の過剰な関与や規制などによる地方の独自性・創造性発揮の抑制

国が企画立案を行う事務に関しては、その実施を担っている基礎自治体に対して国の関与（協議や許可等）が大きく、これに伴う複雑な事務手続きが問題とされている。

また、地方への権限移譲が不十分なため、地域で判断することがふさわしいと思われる事務に対しても、国は依然として法令や補助金を通じて関わり続けている。このことが地域の住民ニーズからの乖離や二重行政等の弊害をもたらしている面がある。

ウ 東京一極集中による地方の活力の低下

人口、産業、金融、情報、文化等が東京圏へ過度に集中していることで、経済面、生活面における価値体系が東京圏に偏重した状況となっており、これらが相まって、国土構造における東京一極集中や地方における地域の活力低下をもたらしている。

2 地方を取り巻く環境の変化と課題

市町村合併の進展

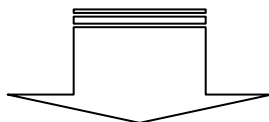
この数年間の市町村合併の進展により、わが国の基礎自治体数は3,232市町村（平成11年3月末現在）から1,817市町村（平成18年10月1日現在）へと大幅に減少した。合併の進展は、都道府県から基礎自治体への大幅な権限移譲を可能にし、都道府県の役割や位置付けの再検討を迫ることになってきている。

県境を越えた広域的な地域課題の増加

近年、複数の都道府県や基礎自治体が連携して環境規制や交通基盤整備、観光振興等の課題に対応する取り組みが見られるようになった。しかし、今後の少子高齢化や人口減少に起因する諸課題への広域的な対応は一層増加していくものと考えられる。

行財政改革の断行

全国の基礎自治体では、財政再建をめざした集中改革プランの策定と実施等、行財政改革の断行が求められている。



住民ニーズに合った効率的で多様な行政サービスの提供

3 アジア諸国との結びつきの強化

アジア諸国のめざましい経済発展を背景とした、国内圏域を越える海外との連携促進
近年のアジア諸国の経済的な台頭を受けて、海外諸国と直接結びつく経済施策が活発化しているため、国内圏域にとらわれないグローバルな連携促進が求められている。

インフラ整備や産業振興策などの実現に到る意思決定の迅速化

アジア諸国と比較すると、インフラ整備や産業振興策などに関わる手続きが複雑であり、予算措置が非効率的であることから、アジア諸国の経済発展に同調していくためには意思決定の迅速化と経費・時間の削減を図る必要がある。

産・学・官ネットワークの形成と地域産業の発展

アジア諸国との経済的な結びつきが活発化している中で、都道府県の区域を越えて、行政、企業、大学、研究機関等が密接なネットワークを形成することで、地域の個性や優位性を活かした産業集積の発展をめざす取り組みが進められている。

4 中央集権社会からの脱却と真の分権型社会への転換

国と地方のあり方を抜本的に見直し、それぞれの役割分担を明確にすることで、行政運営を充実向上させ、国家経営・地域経営を可能にしていく。

複雑な政策プロセスを見直し、簡素で効率的な行政運営を図る必要がある。

地方のことは、地方の実情を最も知りえている基礎自治体と地域住民自らが発意、計画、決定し実行していく新たな公共システムを創造する。

地方自らの改革を進め、分権型社会を担う基礎自治体の自主・自立能力を高めていく。

諸問題を包括的に解決する方策の渴望

基礎自治体と地域住民との協働による難局打開

真の分権型社会の新たな出発点としての道州制導入

第2章 全国に先駆けた道州制の九州モデルの実現をめざす

1 「九州府」の構成と国際比較

九州における道州制の名称は、「九州府」とする。

地理的、歴史的及び文化的な結びつき並びに経済的及び財政的な見地から総合的に考察すると、「九州府」は、九州・沖縄8県で構成することが望ましい。

「九州府」が実現すれば、総人口、面積、国内総生産額（九州・沖縄8県の県内総生産額合計）及び輸出入額を国際的に比較すると、一国に匹敵する規模を有することとなる。（統計・その他資料編参照）

2 「九州府」への移行期限と実現に向けた工程表

移行期限と工程表

まず「九州府」推進機構（仮称）の設置を行う。これを中核として、基本方針の策定、各分野の取り組み（組織等の統廃合、事務・権限移譲の実施、諸法令の整備、啓発事業の推進等）を勘案しながら、10年をめどに「九州府」構想の実現をめざす。（統計・その他資料編参照）

移行に至るまでの課題

ア 道州制は、行政や経済界から見れば自らに直接関わる制度の大変革と言えるため議論も盛んであるが、いわゆる一般住民から見れば日常生活への具体的な影響や変化などがすぐにはわかりにくく関心が高まらないことが懸念される。

「平成の大合併」についても、「合併前と比較して本庁舎への距離が遠くなり不便になった」、「分庁舎方式を採用したところでは、用件によっては複数の庁舎に行かなければならない」などデメリットもいくつか指摘されている。

道州制の導入においては、同じような問題が生じないように、住民の合意形成を十分図るための啓発事業を推進していくとともに、行政における細やかな配慮や先進的な改革努力が必要である。

イ 道州制の導入に慎重な立場の地域、首長、議員もあり、その理解促進と調整にかなりの労力や時間を要する面もあるものと思われる。

ウ 道州制の導入に必要な法改正は、地方分権一括法を上回る500～600本と言われているため、ここにも相当の時間と労力が必要であると予想される。ただし、今回の組閣で道州制特命大臣も置かれ、道州制ビジョン策定とその推進を総理が表明されており、これらの打破の期待もある。

3 全国に先駆けて道州制を導入するメリットと予測される課題

先行導入のメリット

ア 全国の「平成の大合併」が、おおよそ西高東低の傾向にある中で、九州の合併進捗率は特に高い。このことは、九州は他の地域に比べ地方分権をめざす下地が整いつつあるとともに、分権の受け皿としての基盤形成も進行しているものといえる。

よって、道州制を九州で先行導入できる実現可能性は極めて高く、また、先行することにより自主・自立を前提とする地方分権の趣旨にかなうこととなる。

イ 近年、アジア市場に向けた経済活動が全国的に活発化する中で、九州カーアイランド構想やシリコンアイランドなど産業集積能力が比較的高い九州において、各県単位で異なっている人的情報とネットワークの共有化、品質や生産方法に関する規格や制度等を他の地域に先行して統一できれば、アジア諸国からの企業誘致と雇用拡大がさらに期待できる。

ウ いずれは道州制を全国的に実現する方向に向かうと仮定すれば、そのモデルとなるシステムを九州で先行して構築することにより、域内行政などの創造力を向上させる。

先行導入に伴う課題

ア 「九州府」が先行導入されると、同一国内で地域によっては都道府県制度と道州制度が混在することになり、法制、税制等の複雑化による住民、行政、経済界等の混乱が一時的に予想され、現実的には様々な困難が生じるものと思われる。これらには国・地方双方が英知を結集して難題を克服することが欠かせない。

イ 道州制導入後の地方財政調整制度において、「九州府」と他都道府県間では権能が異なるため、財源偏在調整を行うことが困難である。

ウ 基礎自治体の行政能力が問われることから、一部の基礎自治体において行政サービスの低下が懸念されるので注意が必要である。

エ 他の地区に先行して「九州府」にのみ権限、財源を移譲することに対する関係省庁等の抵抗が予想される側面もありうる。

オ これまでの三位一体改革に対する対応を例にとると、国の各省庁がそれぞれの既得権益に固執することが予想されるので、官邸主導による改革実行が課題となる。

4 「九州府」における議決・執行機関、選挙制度及び住民参加制度

「九州府」の執行機関

ア 首長は直接公選とし、任期は4年とする。

イ 「九州府」全体を1選挙区とする。

「九州府」の議決機関

ア 議会は一院制で、議員は直接公選とし、任期は4年とする。

イ 原則として、現行の県議会議員の選挙区を準用するが、住民の意向や生活圏を考慮した区域割の見直しを行う。

「九州府」における住民参加制度

ア 現行地方自治法上で規定されている直接請求制度を設けるが、署名数の要件については現行基準を緩和できるような見直しを検討する。

イ 住民が「九州府」に直接かつ十分に意見を反映させることができるよう、住民投票制度などを検討する。

ウ 住民参加の前提となる情報公開・情報共有についても、新たな民主主義を創造するほどの熱意と創意を発揮して、システムづくりや法整備を進め充実させる。

5 住民や経済界等を巻き込んだ活発な議論の展開と、国等への働きかけ

住民に対して、道州制を導入することで身近な事務（行政サービス）がどのように変わるのかを具体的かつ分かりやすく説明する。

特に、首長選挙の際には、マニフェスト等で道州制導入への取り組みなどについて言及し、住民生活の視点に基づいたPRを行う。

九州の地方六団体、経済界等との意見・情報交換を進め、また、産・学・官の代表者や住民を交えた公聴会、シンポジウムを各県単位で行うなど、住民や経済界等と協働しながら「九州府」実現をめざす環境を整えていく。

国等に対して、「九州府」構想を実現するための法令等の改正や国の地方出先機関の統廃合等について、住民や経済界等と連携しながら、様々な機会を捉えて政策提言的な働きかけを実施していく。（統計・その他資料編参照）

6 「九州府」構想の実現が、住民や経済界等に与える夢や魅力

地域に必要なインフラ整備や福祉政策について、国及び県から「九州府」へ十分な権限や財源が移譲されれば、国への陳情や補助金申請手続き、事前協議を行うことなく、地域の、地域による、地域のための事業実施が迅速に実現可能となる。

九州の循環型高速道路網を早期に整備することで、人の交流や物流がスムーズかつ活発となり、これまで以上に観光・産業の活性化が図られる。

空港、港湾又は橋梁といった大型施設整備については、県域ごとの計画により整備を進めているが、「九州府」内のバランスや利用者のニーズを考慮した広域的な視点で整備を行う権限と財源を得られることで、公共工事等への投資効果が高まり、事業の集中と選択が図られる。

各県が独自で保有している高度な知識・技能を集約することにより、他の地域にはない斬新な「モノ」を生み出すことが可能となり、人材結集の可能性も高まる。

例えば、各県にある農業試験場の優れた知識・経験等を集約することにより、美味しく、収量性が高いといった特性を持つ農作物の生産が可能となり、「九州府」は日本人の胃袋を満たす「農業国」、健康を育む「健康創造国」となりうる。

九州の豊富な観光資源の連携と一体化を図り、それを「九州ブランド」として発信すれば、国内はもとより海外からの観光客誘致に弾みがつき、観光関連産業が浮揚し、観光消費の拡大、雇用の増大及び経済の活性化が図られる。

産・学・官連携の下、「九州府」の住民が地域の魅力を再発見し、雄大な自然と豊富な資源に恵まれた国内屈指の環境を活かせる新たな地域振興策を打ち出すことにより、誰もが「住んでみたくなる」、「企業投資をしたくなる」まちづくりが可能となる。

県境を越えた広域犯罪への迅速な対応が可能となり、検挙率の増加、凶悪犯罪発生の抑制につながる。また、交通規制等が統一できるので、県境を越えた際の混乱が少なくなる。

7 沖縄県の位置付け

地理的特性

本土・九州から遠く海を隔て、中国や台湾と近接する広大な海域に散在するため、九州本土との一体化による広域行政では必ずしもその効果が十分に得られない面がある。

歴史的特性

琉球王国を形成していた経緯から近代日本への編入が遅れ、また、第二次世界大戦において甚大な被害を受けた後も、27年間にわたり米国の統治下に置かれていた歴史がある。

アジア諸国とのつながり

ア 琉球王国時代、中国との間で使節団の相互交流を行うなど活発な交易を展開し、経済的・文化的に深い交流が行われてきた。

イ 中国以外の東南アジア諸国との交易も盛んに行われ、現在に至るまでアジア諸国と独自の友好関係を築き上げてきた。

道州制研究への取り組み

ア 様々な団体が道州制についての提言・見解等を示しているが、「単独州」、「特別自治区」、「憲法第95条に基づく特別立法による自治州」等、単独での自治制度の構築を求める意見が大勢を占めている。

イ 県内の各界・各層を網羅した検討・研究機関を早急に立ち上げて県民の議論を喚起し、単独での自治制度の構築を県民の総意として、政府及び全国に対し表明していくことを提起する声が強い。

歴史的・文化的独自性とアジア諸国に近い地理的特性を活かした地域振興のポテンシャルを最大限に発揮し、広域国際交流圏を形成していく

わが国のみならず、アジア・太平洋地域に大きく貢献できる

沖縄県については、「単独州」、「特別自治区」等を視野に入れた検討を行いつつ、九州・沖縄8県が一体となった広域自治州形成の可能性も模索していく

第3章 国、「九州府」及び基礎自治体の役割分担

1 現行制度の主な問題点

国と地方との関係

現在、わが国においては、国、地方ともに巨額の財政赤字を抱える中で、人口減少・超高齢化社会の到来やグローバル化の進展など時代の潮流への適切な対応を図り、さらに将来に向けて持続安定的な成長を果たすための新たな社会経済システムの構築が喫緊の課題となっている。

それらの解決のためには、国と地方、あるいは行政と民間とが適切に役割分担し、特に地域においては、「地方自治体と住民とが協働し、自主的かつ総合的に自主・自立の地域づくりに取り組む」、いわゆる分権型社会の構築が最も重要な視点の一つである。

しかし、現状を見れば、国と地方の関係において適切な役割分担が実現しているとはいえない状況にある。三位一体改革の議論でもこの部分の詰めが不十分なままであった。

例えば、道路、公園、河川などの社会資本の整備・管理において、国がその細部の構造や管理手法に至るまで、法令や補助金等を通じて過剰に関与している。あるいはブロック単位で設置されている各府省の地方出先機関を通じて直接事務を実施しているものも多い。このため地域課題に関して必要以上に画一的な対応を強いられ、住民ニーズからの乖離や組織の分立により、事務処理の総合性が欠如するなどの問題が生じている。

さらに、このような従来からの中央集権的な仕組みが、今日の人口、産業、金融、情報、文化等の首都圏への過度の集中を生み出し、地方と都市部の格差の拡大を引き起こす大きな要因ともなっている。

また、法制度においても地方の自由度は制限されている。平成17年12月の第28次地方制度調査会の「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」でも指摘されているように、国の法律は、規律密度が高く、細かな内容まで詳細に規定されている。そのため、地方が条例によって定めることのできる自由度や裁量が小さく限られている。さらに行政立法である各種政令、省令によってまで条例制定権が制約されているという実情もあり、これらはまさに分権社会にそぐわない現状といわねばならない有様である。

このような状況の中、地方分権一括法の施行により、国のすべての機関委任事務が廃止され法定受託事務と自治事務に区分されたのを始め、いわゆる三位一体改革が進められたことに伴い、まちづくり交付金制度の新設や起債等に対する地方の自由度の拡大など、一部には分権推進に向けた動きが見られる。

しかし現実には、地方への分権は遅々としている。未だに多くの補助金が制約付きで残されている。また、地方にとっては不可欠で、元々地方の独自財源の一部と位置付けられていた地方交付税が、国家予算に占める比率の大きさだけで注目され、その総額が大幅に削減されるなどしている。このように、これまでの地方財政制度改革は、地域事情に対する配慮を欠き、個性豊かな地域社会の形成という地方分権の本旨に程遠い内容に留まっている。

このようなことから、現在、地方においては市町村合併の推進や行財政改革の実行など、分権時代にふさわしい行財政基盤を有する基礎自治体の形成に取り組んでいるとこ

るである。今後とも市町村合併による機能拡充を図りつつ、行財政改革の推進、職員の政策立案能力や調整能力の向上、新たな公共の担い手としてのNPOや市民団体の育成や協働など、スリムで効率的な行財政体制の構築に、さらに積極的に取り組んでいかなければならない。

都道府県と基礎自治体との関係

明治維新後の廃藩置県以降、今日に至るまで、百数十年にわたり、都道府県は広域自治体として広域事務、連絡調整事務及び補完事務を処理し、住民福祉の増進に相当の役割を担ってきた。

その間、モータリゼーションや高度情報社会の急速な発展により住民の生活圏が著しく拡大し、さらに住民ニーズも多様化してきた。例えば、交通基盤の整備、産業廃棄物処理施設の整備、あるいは観光振興といった生活環境基盤の整備や産業振興など、より幅広い分野で都道府県の区域を越える広域行政課題が増大している。今後、本格的な人口減少・少子高齢社会が到来する中で、さらに広域的な対応が求められる課題が増加するものと考えられる。

しかし新たな課題も生じてきている。例えば、博物館や図書館などの公共施設については、都道府県と基礎自治体で重複して整備されている面もあるほか、土地利用等について都道府県と基礎自治体で別々に計画を策定したり、社会福祉協議会や青少年育成協議会など同一地域で都道府県と基礎自治体が関わる2つの団体が存在するなど、様々な分野で都道府県と基礎自治体の機能に重複や混交が生じている。このことが、地方制度における行政の非効率と、これに伴う住民の過度な負担を招く大きな要因と考えられる。

わが国の社会経済システムは、高度成長から安定成長へとシフトしていくことが余儀なくされている。その潮流の中で、空港、港湾などの広域交通施設、大学などの学術研究機関を始め、これまでの都道府県を単位とした行政投資による公共施設等を整備し、さらに維持管理していくことは極めて困難であると思われる。また、観光振興を始め地域産業の振興においても、グローバル社会に対応し得るスケールメリットを活かした体制や、ネットワーキングによる付加価値創造も必要となってくる。

このようなことから、都道府県の再編の動きが活発化しているところであり、今後、さらに国民的な議論を重ね、国と地方のあり方、都道府県と基礎自治体のあり方などを再構築していかなければならない。

2 国、「九州府」及び基礎自治体の役割

基本的な考え方

「九州府」の実現をめざすにあたっては、県を「九州府」へ再編統合するという単なる広域自治体の再編では、夢も魅力も活力も生み出せないだろう。第28次地方制度調査会の答申にもあるように、国の役割を重点化して国家的・国際的な諸課題に対応するための体制強化を図るとともに、内政については広く地方公共団体が総合的かつ自立的・自律的に担えるように、国と地方の政府を再構築し、グローバルで安定成長な時代にふさわしいわが国の形を確立するものとして捉えることが不可欠である。

そこで、「九州府」の実現に向けた、国、「九州府」及び基礎自治体の役割と機能について、その基本的な考え方は次のとおりとする。

ア 「補完性」と「近接性」の原理に基づく役割分担の明確化
<ul style="list-style-type: none"> ・基礎自治体は、住民生活に密着した事務事業についての政策立案から実施に至るまでを、地域住民と協働し主体的に担う。 ・「九州府」は、民主的プロセス(住民の直接選挙による首長、議員の選出など)を踏まえて構成し、区域内の広域的課題、基礎自治体の補完や基礎自治体間の連絡調整及び他の道州との連絡調整などの事務を担う。 ・国は、防衛、外交など国家的課題への対応を図るほか、通貨、経済、社会保障などナショナルスタンダード(一定の望ましい水準)としての政策立案とその実施及び生活保護、義務教育などのナショナルミニマム(国家が国民に保障する最低限の生活水準)の政策立案等を担う。
イ 自己決定・自己責任・自立経営を基本とした地域社会の実現
<ul style="list-style-type: none"> ・アで掲げる役割分担に基づき、税制や諸法令の抜本的な見直しにより、国から地方へ必要な権限、財源の移譲を行う。その際には、特に財源について地方間の偏在を調整する仕組みを併せて構築する。 ・地方自治体としても、住民との間での積極的な情報公開・情報共有、政策形成過程での住民参画の仕組みづくりや行政に対する住民評価・監視システムの構築、さらには住民自治の推進など住民と行政との協働を推進し、自主・自立・自律の地域づくりに取り組む。
ウ 多様性が尊重される中、それぞれのまちの個性が輝き、活力ある「九州府」の実現
<ul style="list-style-type: none"> ・「九州府」においては、自治体の規模の大小に関わらずすべての基礎自治体が、その恵まれた自然環境や風土の中で、住民とともに築き上げてきた個性豊かな歴史や文化を大切にしまちづくりに取り組む。 ・それぞれのまちの個性を最大限に引き出すために、府政府が中心となって多核連携と共存・共栄を基本とした基礎自治体間の連携を促進し、「九州府」の一体的な発展をめざす。

(注)「補完性」と「近接性」の原理は、ヨーロッパ地方自治憲章(1985年採択、1988年発効)や世界地方自治宣言(1985年、1993年)で採用された地方原則であり、EU統合の原則として高く掲げられたものである。

「補完性」の原理...個人、家族、地域で解決できないことを基礎自治体が担い、次いで広域自治体が、さらに国が担うこと。

「近接性」の原理...住民に最も身近な行政主体に優先的に事務を配分すること。

国の機能と役割

ア 基本的役割

国は、国際社会における国家としての存立に関わる事務を責任を持って担うとともに、全国的に統一して定めるべき国民の諸活動に関する制度設計を行う。加えて、全国的な規模、視点に立つて行うべき事業の遂行を担う。

イ 具体的な事務

政策立案から事業の管理執行に至るまで国の事務とするもの
<ul style="list-style-type: none"> ・防衛、外交、安全保障、出入国管理など国家存続に直接関わる政策に関する事務。 ・金融、通貨、特許、公正取引、司法、環境基準と保全など全国的に統一すべき基本ルールに関する事務。 ・宇宙・海洋開発、通信、放送など国家戦略に基づく専門性の高い技術を要する事務。
政策立案については国が行い、事業の実施は地方に委ねるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険など社会保障制度、税制などナショナルスタンダードを定める事務。 ・義務教育、生活保護の制度設計などナショナルミニマムを定める事務。 ・雇用、労働基準、産業廃棄物対策、医療監視、水系管理、骨格・基幹的な交通基盤整備など、全国的に統一する技術基準などに基づく事務。
その他
<ul style="list-style-type: none"> ・国の組織管理に関する事務

「九州府」の機能と役割

ア 基本的役割

「九州府」は、圏域内の基礎自治体と協働し、地域独自の新たな政策や制度を創造し試みる拠点としての機能を担うとともに、広域的な連携調整、特に小規模自治体などの基礎自治体の補完と、高度な専門知識や技術を要する機能を担う。

なお、「九州府」の設立により、国の地方出先機関のうち、国の固有事務(矯正管区、地方航空局、管区气象台、管区海上保安部、公正取引委員会、地方入国管理局、公安調査局、税関など)以外については、一部を除き(例えば、財務局の機能のうち国有財産管理、金融機関の検査監督、証券市場の監視など)「九州府」に権限を移譲する。

イ 具体的な事務

政策立案は「九州府」が行い、事業の実施は基礎自治体と連携して実施するもの
<ul style="list-style-type: none"> ・台風など九州に多い大規模な自然災害時における国と連携した広域防災対策や危機管理体制の確立と、広域的な山地、河川流域、海岸等に係る一元的な国土保全に関する事務。 ・産業廃棄物対策やエネルギーの有効利用など広域的な環境保全対策の推進に関する事務。 ・カーアイランド、シリコンアイランドなどの製造、農産物のブランド化、九州の一体的な観光振興など九州の特性を活かし世界を視野に入れた産業振興と雇用の創出に関する事務。 ・アジアをにらんだ航空網、九州の一体化を促進する広域道路網、新幹線など基幹的な公共交通網など広域交通ネットワークの整備に関する事務。 ・財源調整を始め基礎自治体間の連絡調整、離島など小規模自治体の事務遂行に関する補完や支援に関する事務。
その他
<ul style="list-style-type: none"> ・府の組織管理に関する事務や他の道州や国との連絡調整に関する事務。 ・警察事務。

ウ 分野別事務イメージ(下線は、国からの権限移譲が必要なもの)

社会資本整備、維持管理
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>砂防設備の管理</u>、<u>保安林の指定</u>、<u>国道及び広域地方道</u>、<u>一級河川及び広域二級河川の管理</u>、<u>特定重要港湾の管理</u>、<u>第二、三種空港の管理</u>に関する事務。
環境保全
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>有害物質</u>、<u>大気汚染防止</u>、<u>水質汚濁</u>、<u>産業廃棄物対策</u>、<u>国定公園の管理</u>、<u>野生動植物の保護</u>、<u>狩猟監視</u>に関する事務。
産業雇用
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>中小企業</u>、<u>地域産業</u>、<u>観光</u>、<u>農業振興対策</u>、<u>農地転用許可</u>、<u>指定漁業許可</u>、<u>旅行業</u>、<u>ホテル・旅館等の登録</u>、<u>職業紹介</u>、<u>職業訓練</u>、<u>労働相談</u>などに関する事務。
安全防災
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>危険物規制</u>、<u>広域防災計画の作成</u>、<u>武力攻撃事態等における避難指示</u>などに関する事務。
交通通信
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>自動車運送</u>、<u>内航海運業等の許可</u>、<u>自動車登録検査</u>などに関する事務。
健康福祉
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>介護事業者指定</u>、<u>重度障害者福祉施設の設置</u>、<u>高度医療</u>、<u>医療法人の設立認可</u>、<u>感染症対策</u>などに関する事務。
教育文化
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>学校法人の認可</u>、<u>高校の設置認可</u>、<u>文化財の保護</u>などに関する事務。

基礎自治体の機能と役割

ア 基本的役割

基礎自治体は、住民に最も身近な総合行政機関として、補完性、近接性の原理の下、住民生活の向上に必要な事務を、地域住民とともに自己完結的に担う使命がある。

このため、国及び広域自治体から基礎自治体へ必要な権限と財源の移譲を行うとともに、基礎自治体の自治能力の向上のため、行財政改革はもとより、市町村合併・広域連携等について検討実施する。

イ 具体的な事務

- ・福祉、環境保全、生涯学習から地域産業の振興などに至るまで、地域の実情に即してきめ細やかに対応する必要がある事務。
- ・地域のまちづくり、地域環境管理、相互扶助など住民組織やNPOなどとの連携・協働の下で実施することが望ましい事務。
- ・国や「九州府」が定める基本ルールや基準等に即して行う戸籍、住民票を始め、介護保険、生活保護、義務教育などの対人要素の強い事務。
- ・都市計画、土地利用調整、生活道路、公園、上下水道など生活環境の基盤整備など、住民のニーズに即し、住民の参画・合意を得ながら行うことが望ましい事務。

3 基礎自治体の規模と事務処理

基本的な考え方

「平成の大合併」後の九州内各都市の人口規模の状況を見てみると、平成18年3月末現在で約77%が人口10万人以下となっており、しかも各市町村間の人口格差は大きい状況である。そして本格的な少子高齢化社会を迎え、住民と直結した行政サービスの実施について基礎自治体への要請が高まっている。上記2のでも記載するとおり、基礎自治体は、その固有事務として人口規模にかかわらず住民生活に直結するすべての事務事業を自己完結的に実施することを基本使命としている。しかし現状では基礎自治体の規模によって対応できる事務事業の範囲が大きく異なっている。

そこで、単独の基礎自治体では対応できない事務については、一義的には現在の政策連合や広域連携など基礎自治体間の水平的連携により補完することとし、「九州府」により補完する場合は、基本的には基礎自治体の自主的な選択性としたうえで、基礎自治体と府政府との協議・契約に基づき実施するものとする。

これを整理すると次のようになる。

ア 原則として、それぞれの基礎自治体において自己完結的に事務事業を実施する。

イ ア以外の場合、基礎自治体間の水平的連携の下で実施する。この場合としては、一般廃棄物処理、消防・救急など現行の一部事務組合、広域連合方式、あるいは、近接する大都市との連携などが想定できる。

ウ ア及びイ以外の場合、府政府に事務を委託し実施する。この場合は、あくまで基礎自治体の意向を最優先とし、事務の委託にあたっては当該自治体と府政府との間の十分な協議を踏まえることとする。

自治体規模に応じたモデルケースの設定

の基本的な考え方にに基づき、次のようなモデルケースを設定する。

<p>ア 県庁所在都市及びそれに類する都市(地域保健法の規定による保健所設置市など)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ で掲げる基礎自治体の事務をすべて自己完結的に行う。 ・ そこで、現行の政令指定都市並み(児童相談所の設置、産業廃棄物施設、流通業務団地、市街地開発事業等の都市計画決定、域内の国道管理、教職員の任免、給与の決定など)に、府政府から必要な権限・財源を移譲する。
<p>イ 人口10万人を超える地域の核となる都市</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の中核市並み(保健所の設置とその事務など)の事務を実施することとし、府政府から必要な権限・財源を移譲する。 ・ 上記以外の事務(現行の政令指定都市のみが実施している事務など)については、自ら実施するか、もしくは府政府と協議のうえ、府政府に委託し実施する。
<p>ウ その他のすべての一般市</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の特例市並み(開発行為の許可、土地区画整理組合の設立許可、騒音、悪臭、振動の規制地域の指定、計量法に基づく各種検査など)の事務を実施することとし、府政府から必要な権限・財源を移譲する。 ・ 上記以外の事務(現行の政令指定都市、中核市のみが実施している事務など)については、近接するアの都市との連携で実施するか、もしくは府政府と協議のうえ、府政府に委託し実施する。
<p>エ 町村</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の事務のほか、自主判断により自己完結的に実施すべき事務を選定する。 ・ 上記以外については、近接する都市への委託及び連携、近隣市町村間での事務組合の創設、もしくは、府政府と協議のうえ、府政府に委託して実施するかを自主判断により選択する。

府政府と基礎自治体との連携

「九州府」における基礎自治体は、住民生活に関わる事務を自己完結的に実施することが基本であるが、地形的な問題などにより、市町村合併や近隣自治体との連携が困難な地域など、自治体のあり方にもいろいろなパターンが出てくるものと思われる。

そこで、このような基礎自治体の事務を円滑に推進するため、「九州府」の設立に伴い、現行の県区域を基本に府域内を5～7箇所の区域に分割して、府政府機関としての「地域振興局(仮称)」を設置する。

この「地域振興局(仮称)」においては、健康福祉、環境保全、都市計画などの様々な分野において、基礎自治体との協議の実施、基礎自治体間の連携強化に伴う調整、「九州府」の直接的な補完等の事務処理を行うこととする。

ただし、この「地域振興局(仮称)」の設置は、あくまで職員の配置転換を含む府政府の運営体制と、基礎自治体による自立的行政運営確立までの限定措置とし、その機能については年度ごとに見直し・縮小を行い、将来的には府政府と基礎自治体との対等関係が確立された時点で廃止する。

4 県境を越えた市町村合併の推進

県境を越えた市町村合併(県境合併)に対する現状と課題

「九州府」における基礎自治体の機能強化を図っていくためには、基礎自治体の体制強化が必要であり、市町村合併はそのための手法として大変有効である。

そこで、「九州府」に移行していく過程において、生活圏域や経済圏域等が一体的な市町村については、住民の意向を十分に踏まえながら、今後とも市町村合併の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。中でも、県境合併については、現行の都道府県の枠組みの問題や限界が顕在化したものの一つと捉えることができる。

県境合併については、これまで、昭和30年に岐阜県三濃村が愛知県旭村(現在では豊田市)に編入されたのを始め、最近では平成17年に長野県山口村が岐阜県中津川市へ編入されるまで11件の事例がある。いずれも、現行法においては、通常の合併に必要な手続きに加え、双方の都道府県議会で可決する必要がある。そのうえで、関係都道府県からの届出を受け、総務大臣が告示する手順となっており、双方の市町村間で同意されていても、区域の一部を失うことになる都道府県の反対で実現に至らないことも多い。

加えて、県立高校の存廃、消防、一般廃棄物処理などの広域行政の再編、自動車ナンバーの変更、商業や建設業などの許認可に係る行政機関の管轄変更に伴う各種手続き、農業協同組合、商工会、森林組合などの公益団体における組合員や会員の処遇、出資金や預金の取り扱いや清算など多方面にわたる影響もあり、県境合併は通常の合併に比べ非常にハードルが高いものとなっているのが実情と言わねばならない。

しかしながら、歴史的、地理的あるいは市民生活の一体性などの諸条件から、県境合併を望んでいる市町村が多数存在しているものとも考えられる。また、県境を越えて一部事務組合を運営する大牟田市と荒尾市、さらに、高速道路インターチェンジをまたいで広域的な連携を進めている筑後川流域クロスロード協議会(久留米市、鳥栖市、小郡市及び基山町)の例など、具体的な合併論議までは至らずとも、県境を越えた広域連携に取り組んでいる市町村の例も多いところである。したがって、今後さらに県境を越えた広域的対応や合併問題は増加するものと思われる。

県境合併の推進と「九州府」の実現に向けた取り組み

今後増大するであろう県境合併問題について、その地域の住民を巻き込んで積極的に議論を進めていくことは、地方分権の受け皿としての基礎自治体の体制整備を図ることはもとより、都道府県制度の課題を明らかにし、「九州府」実現の契機となる重要な取り組みの一つと考えられる。

よって、九州市長会としては、関係県議会の議決など、県境合併のハードルともなっている現行制度に対する緩和措置等についての研究に取り組んでいく。九州内の県境にある市町村を対象とした意向調査等を行うなど、県境合併を今後具体的に検討していこうとする自治体については、住民の意向を尊重しながら合併に伴う諸課題の整理を行うなど、その促進を積極的に支援していくものである。

また、筑後川流域クロスロード協議会を始めとした、各自治体で既に取り組んでいる越県連携、あるいは鹿児島、熊本、福岡の三県にまたがる九州新幹線全線開業を契機とした縦軸連携、佐賀・長崎から天草、熊本、阿蘇を経て、別府・大分、宮崎へと至る国際的な観光地を結ぶ横軸連携など、九州各地の拠点都市を中心とした新たな連携軸の構築が模索中であり、それらを進めていくことが重要である。

さらには、九州各地の特色を活かしたアジア向け観光振興施策展開など、「九州府」実現に向け、幾つかのリーディング事業を設定し、各県市長会事務局の連携強化等の体制整備に努め、市長会が一丸となって「九州府」構想の実現に取り組んでいく必要がある。

第4章 権限移譲の推進

1 基礎自治体を取り巻く権限移譲に関する状況

権限移譲につながる制度改正

かねてから重要だと言われつつも、なかなか進まなかった地方分権であったが、平成6年の衆参両院での国会決議、そして平成7年の地方分権推進法の制定、さらには平成12年の地方分権一括法の施行や近年の地方自治法の改正、三位一体の改革などにより、このところ国において、基礎自治体への権限移譲の推進につながる動きが進められてきている。

「平成の大合併」による自治体規模の拡大と自治体数の減少

地方においては、「平成の大合併」の進展により、この数年間で全国の基礎自治体数は1,817市町村（平成18年10月1日現在）へと大幅に減少した。

一方では、自治体の規模が拡大し、自立的な事務処理が可能となってきた。

また、中核市の政令指定都市への移行など、合併を契機とした大都市特例の適用による権限移譲が図られてきている。

行政需要の拡大と住民ニーズの多様化

これまでは、行政が主体となって、様々な公共的サービスを公平で画一的に提供してきたが、経済的な豊かさが実現され、住民ニーズが多種・多様化する中において、よりきめ細かく、かつ迅速に対応する行政サービスの提供や創造が求められる時代となっている。

国のさらなる構造改革

ア 指定管理者制度、市場化テスト（官民競争入札）などの導入による、官業の民間への開放や構造改革特区、地域再生による規制緩和も進行中である。

イ 平成18年度までの三位一体改革による補助金改革と税源移譲で、国から地方への権限移譲や補助金の見直し・削減と交付金化なども図られている。税財源はまだ十分な移譲になっていないが、地方分権の推進には不可欠の要素であり、今後の議論が注目されている。

ウ 歳入・歳出一体改革と交付税改革で、地方自治体への改革プログラムの策定要請や、交付税総額の見直しと交付税算定のあり方を見直し議論も始まり、地方からの不安も伴いながらではあるが、新たな改革への取り組みは国家的な課題として受け止められている。

エ 第28次地方制度調査会の答申では「都道府県に代えて道又は州を置く」、「道州への移行は、必要な経過期間を設けたうえで、全国において同時に行う」と提言され、さらに「道州制特区推進法案」も議論されるなど新しい時代の行政制度への模索が続いている。

オ 地方分権推進一括法については、地方六団体からの申し入れがあるとともに、竹中前総務大臣もその推進を力説され、総務省においても法案作成が検討されている。

カ さらには、新たに就任された安倍内閣総理大臣は、その施政方針演説において「道州制ビジョン」の策定を表明し、道州制担当大臣を内閣府に設けるなど、まさに新たな改革を連続させる時代の風が確かなものになってきている。

2 権限移譲の推進を図るための受け入れ体制及び法制度の整備等

基礎自治体への権限移譲の推進

住民の視点に立った行政サービスの充実と行政効率の向上を図るため、現在、都道府県が担っている事務権限を整理し、都市計画等まちづくりに関する事務、生活環境・福祉に関する事務、産業振興に関する事務など、住民に身近な行政サービスについて、できる限り基礎自治体への権限移譲を推進する必要がある。

基礎自治体の体制整備

住民がワンストップで行政サービスを受けられるように、申請の受理、許可、検査及び指導監督といった一連の事務を、基礎自治体が自己完結的に担えるような体制整備が必要である。また、住民票交付などの窓口記入書類についても、自治体ごとに変える必要性は少なく、むしろ統一化・簡素化すれば利便性も向上するはずである。

法制度の整備

基礎自治体が自己完結的に行政サービスを提供できるように、個別法の改正等、法制度の整備が必要である。これまでの、いわば管理型の行政の視点からではなく、市民とともに経営する視点に立って法整備などを再検討し、新たなシステムの創造や法制度の再構築をする必要もある。

法制度の改正に伴う事務の煩雑さが、時として、改革の弊害となりうる。しかし、市民社会による民主的な政治のイニシアチブを確保でき、自治体の意思として変革を決めれば、法整備を行うのは関係機関職員の務めである。その前提を踏まえ、事務の煩雑などを理由に時代の変化に応じられぬような地域に墮してはならない。

3 基礎自治体を取り巻く課題とその対応策

今後の基礎自治体に求められる課題

広域化かつ多様化する住民ニーズに対し、今後、基礎自治体は、これまで以上に迅速かつ適切に対応していくことが求められている。

自主・自立的なまちづくりを進めるにあたっては、構造改革や規制緩和等を推進するとともに、地域の実情を踏まえて、最も効果的に施策を実施できる基礎自治体への権限移譲を進めていくことが不可欠である。

しかし、一方で、「平成の大合併」後の九州内各都市の人口規模を見た場合、10万人以下の都市が約77%（平成18年3月末現在）を占めている現状があり、権限移譲と地方分権の受け皿となる自治体の体制強化・整備や脆弱な税財政基盤の改善が課題となっている。

課題解決のための対応策

ア 自己決定・自己責任によるまちづくりの推進

構造改革や規制緩和等を推進するとともに、基礎自治体への権限移譲を積極的に押し進め、自主・自立的なまちづくりが可能となる地方自治制度を構築することが重要である。

そのうえで、基礎自治体は地域の実情に応じて、より効率的、効果的な行政サービスを提供し、地域に密着したまちづくりを進めていかなければならない。

イ 基礎自治体の基盤強化

自主・自立的なまちづくりを進めるにあたっては、権限移譲を進めるとともに、基礎自治体の基盤強化を図ることが必要不可欠である。

そのため、権限移譲に併せた税財源移譲や行政評価による事業のスクラップ・アンド・ビルド、予算の重点化等による行財政運営の効率化により、財政基盤の強化を図ることが重要であり、さらなる市町村合併による規模の拡大の推進などを検討する必要がある。

また、地方分権型行政に対応するために、職員の意識改革、政策形成能力の向上や人材の育成・確保を図ることも重要である。

4 さらなる市町村合併促進の意義

さらなる市町村合併促進の必要性

ア 権限移譲等により基礎自治体の担うべき役割が増大していく中での、住民ニーズの受け皿として、あるいは地方分権の受け皿として、いわゆる行政的にも体力のある基礎自治体の確立が不可欠になってくる。

イ 今後の行政需要の増大や地方交付税の削減にも対応できる行財政基盤の強化を図ることも重要な課題である。次章でも述べる税財源の確立を図るとともに、絶え間なき行政改革の推進によって、これらの課題を克服する必要がある。

ウ これからの行政課題への対応については、関係市町村間の協議や広域連携などの対応も重要になると思われるが、その際に必要とされる合意形成の手続きや、それに要する時間と労力の問題を解消することも必要である。

エ いわゆる合併新法の期限切れを迎える平成22年度以降は、基礎自治体の存続が問われることになるため、将来的な道州制導入を見据えたうえで、「平成の大合併」のセカンド・ステージを促進する必要がある。

さらなる市町村合併による効果

それらの意味合いからも、自治体として確立することが、意思決定や施策推進における口ス無くし、効率と効果を向上する基盤とも言える。

ア 自治体規模の拡大に伴い、組織の効率化・専門化による行政サービス水準の向上、並びに職員の人材としての資質向上と育成を進めることが可能になる。

イ 行財政基盤の強化、予算の重点化、及び組織のスリム化等により、効率的・効果的な行財政運営の実現と財政の健全化も推進できるようになる。

ウ 自治体の拡大による地域の存在感やイメージの向上に伴い、若者の定住化促進や企業誘致の促進も期待できるようになる。

エ 大都市特例を利用した権限・財源移譲により、自己決定・自己責任によるまちづくりの推進をより一層進めることができるようになる。

以上のことが自治精神の向上につながり、ひいては「地方自治の本旨」にかなうものとなり、地方分権の実現と推進に資することとなる。

第5章 税財政制度の基本的なあり方

1 「九州府」構想下における税財政制度のあり方

「九州府」は独立した地方政府の役割を担うべきであり、「九州府」が独自性を発揮できるような地方主体の税体系とするためには、税制度の新たな確立が求められる。

現段階においては、現行法下での道州制度を想定したうえで、「九州府」が自主・自立できるための税制度のあり方を示すこととする。

国税の基本的なあり方

国税については、国が第3章2の(2)の役割を果たし、道州間の財源調整を目的とする財源を確保するため、法人税、所得税といった基幹税を国の税収とするとともに、現在、地方交付税の財源となっている酒税、たばこ税及び消費税を国の収入とする。

「九州府」税の基本的なあり方

「九州府」における税の仕組みのあり方については、「九州府」が第3章2の(3)の役割を果たし、基礎自治体間の財源調整を目的とする財源を確保する制度として次のような仕組みが考えられる。

ア 基幹的な交通基盤整備等

基幹的な交通基盤整備等のためには、現在の国道等も「九州府」の整備・管理とし、現行制度での国の道路特定財源は「九州府」を含む全国の各道州税とする。

イ 産業政策やその他の財源

[法人2税]

法人2税（法人住民税、法人事業税）は大都市部への偏在性が大きく、企業活動に大きな影響を受けるなど景気の状態に極めて敏感に変動する傾向があるので、基礎自治体が安定的な住民サービスを提供する財源には適していない。したがって、法人2税の全部又は一定割合を「九州府」税とすることが適当と考えられる。

平成18年度の地方財政計画によれば、現在の道府県民税は地方税収の44.2%を占めているが、法人2税だけで約半数の収入として各道州に確保されることになる。これにより、企業から納税される税収の都市部とその他の地域との格差は、「九州府」税として九州内全体の政策に使われることにより是正されうるものとする。

また、基礎自治体は、法人住民税を「九州府」に移譲する代わりに住民サービスとその応益性が明確になるよう、個人道府県民税の移譲を受ける。

[消費税]

消費税は、あらゆる世代が社会共通の費用を広く公平に負担を分かち合い、安定的な歳入構造を構築するうえで重要な税である。特に、地方消費税は、税収が安定していることから、地方分権の一層の推進や地域福祉の充実等の観点から地方財源の拡充強化を図るためにも、その重要性が増すものと考えられる。

現在、国において徴収された地方消費税は、都道府県に払い込まれた後、50%相当分は人口などの割合で基礎自治体に交付されているが、「九州府」においては消費税の一部を「九州府」税とするとともに、基礎自治体においても課税権を明確化し安定的な収入確保を可能にすることで地方分権を一層推進するものとする。

ウ 広域的な行政需要

広域的な行政需要の財源としては、このような行政負荷を課すものに負担してもらう必要があることから、「九州府」税の新たな税目が必要となる。

エ 政策と税制

「九州府」になれば経済圏もある程度一体化するため、地域の実情に即した思い切った産業振興など地域の特色を活かした広域的な政策が求められる。これらを支援する税制度が国の関与を受けることなく、「九州府」独自の判断で行えるよう税法の整備などが必要となる。

オ 「九州府」税の優遇措置

工場、試験研究施設、情報処理関連施設及び物流施設の誘致を促進するため、「九州府」税の優遇措置を行う。

基礎自治体税の基本的なあり方

基礎自治体は、第3章2の(4)の役割を果たすため、「九州府」税を除いた現行の地方税及び消費税の一部を基礎自治体税とする。

ただし、基礎自治体の権限に応じて、「九州府」からの税源移譲を行う必要がある。

[主要な税収配分(案)]

	法人課税	個人所得課税	資産課税	消費課税等	道路特定財源
国	法人税	所得税		酒税 たばこ税 消費税	【移 譲】
「九州府」	法人事業税 法人住民税 ↑ 【移 譲】	(都道府県住民税) ↓ 【移 譲】		(強化・拡充) ↓ 地方消費税	↓ 揮発油税 石油ガス税 (国分) 自動車重量税 (国分)
基礎自治体 (市町村)	(法人市町村民税)	↓ 住 民 税	固定資産税	↓ 地方消費税 (新設)	従前どおり

2 地方共有税制度の導入

現行の地方交付税制度の課題

地方交付税制度は、本来、どの地域の住民にも一定水準の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのものであり、本来地方自治体の歳入となるべき税収入を国が

代わって徴収し、自治体間の財源の不均衡を調整して再配分しているものである。

しかしながら、現行の地方交付税制度は、国の施策や地方事務への国の関与・義務付けに伴う財源措置としての性格を強めているほか、その交付税率や配分基準についても国の恣意により変動するなど、地方の固有財源としての位置付けが失われつつある。

地方共有税制度の導入

国が配分額を決める中央集権的な地方交付税制度を見直し、すべての地方自治体が住民に対して一定水準の行政サービスを提供できるよう、地方固有の財源を共有化して融通しあう地方共有税制度を創設する。

ア 国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地域住民へ必要最低限の行政サービスを提供するため、地方消費税や個人住民税等といった偏在性の少ない税目構成による地方税を拡充して税源移譲を行い、共有税に依存せずに財政運営が可能な自治体の数を全体の5割程度まで高める。

イ 地方共有税は、国に依存しない地方の固有財源であることを明確にする。

ウ 偏在性の大きい法人税、所得税のほか酒税、消費税の一定割合を税源とし、自治体間の歳入格差を是正する水平調整機能を主体とした制度とする。

3 地方財政調整制度のあり方

道州制導入後の地方財政調整制度のあり方

地方の自主性・自立性を確固たるものとし、真の地方分権を図っていくためには国・地方の役割分担の明確化とともに、地方の自主財源の充実確保が不可欠である。

地方の自主財源については、基本的に国税からの税源移譲により拡充された地方税と偏在性の大きい財源を課税客体とする地方共有税により構成されることが望ましい。このことから、道州間及び基礎自治体間における財源の偏在性解消については、地方共有税制度にその調整機能を担わせることが適当である。

ア 道州間の財源調整

道州間の産業構造や企業数、人口等の違いによる税財源の不均衡の調整は共有税により行うものとし、その交付額は標準的な規模の道州と比較した理論上の歳出と歳入の差を補てんするという財源調整が必要である。

なお、共有税の配分に係る算定基準等については、国と道州の協議により決定する。

イ 基礎自治体間の財源調整

基礎自治体間の財源の偏在については、道州が調整するものとし、配分の算定法については、構成する基礎自治体との協議により各道州が独自に定める。

地方共有税の一部は、各基礎自治体の特殊要因を勘案し、道州が調整配分する。

財政調整のための財源

偏在性の大きい法人税、所得税のほか酒税、消費税の一定割合（法定率）を税源とする。

国の施策により必要となる財源や税制改正に伴う財源不足が生じる場合は、道州参画のもと法定率の変更を行う。

第6章 アジアにおける九州の躍進と戦略

1 アジアの中での九州の役割と位置付け

九州は、わが国の歴史においてアジアとの玄関口という役割を長きに渡り担い続けてきた。特に東アジア諸国とは距離も近く、太古の昔から人、文化、経済等の交流が盛んに行われてきており、先進的な技術や様々な文化が中国大陸から朝鮮半島を経由して、まず九州に移入され、それから日本全域に広まっていくという流れを形成してきた。九州はまさにわが国の交流拠点であり、九州とアジアとの歴史的・文化的な近接性から生じる異文化の融合によって九州独自の文化が生み出され、地域としての発展に寄与してきた。

近年、中国や韓国を中心とする東アジア経済は目覚ましい発展を遂げている。平成14年においては、世界的な景気回復や持続する中国の高成長を背景に、アジアの国の多くが前年を上回る経済成長を遂げた。特に中国経済においては、毎年、実質GDP成長率が7～9%を超える値を示しており、平成17年の貿易額においては輸出入とも中国が日本を上回るなど、国際的影響力を強めている。

一方、日本企業のASEAN向け投資を見ると、中国ブームの中、大きく落ち込むことなく継続して行われており、域内の貿易自由化に伴い、生産拠点を再編して生産集中しようとする動きが活発化している。さらに、IT産業の集積地として注目を集めている巨大な人口を抱えるインドの成長も見逃せない。

このような中、九州の経済活動に占めるアジアの割合は増加の一途を辿っている。全国平均と比較してみると、輸入額を除き、いずれも全国平均より高くなっている。

	輸出額	輸入額	姉妹都市数	国際航空路線数	大学間交流協定数	外国人入国者数	海外進出企業数
全国平均	48.5%	45.2%	31.1%	57.0%	42.2%	69.3%	57.8%
九州	56.2%	45.1%	47.8%	90.0%	55.4%	93.1%	73.3%

また、各指標における平成11年から平成16年までの5年間の変化においても、九州は、輸入額を除く全指標でアジアへの依存度が増加しており、九州とアジアの結びつきは極めて強くなっている。

今後、わが国とアジアとの交流はますます活発化すると考えられ、経済・文化等のあらゆる面において一層高度化し拡大していくのに伴い、九州は実力を備えた拠点や圏域の重要な役割を担う必要がある。

2 アジアにおける九州経済圏の躍進と戦略

九州の「時間的ポジショニング」と「空間的ポジショニング」

近年のアジア情勢において、九州が担う役割が今まで以上に重要視される中、九州の「時間的ポジショニング」と「空間的ポジショニング」を明確にし、九州全体の持つポテンシャルを活かした一体的かつ総合的な取り組みを進める必要がある。

「時間的ポジショニング」とは、時代の潮流を見据えつつ九州の歴史的蓄積を活用す

ることである。九州は、鉄鋼業、化学工業、造船業などの重厚長大な産業集積を形成してきたが、近年、自動車関連産業、半導体関連産業の集積が進み、ともに製品出荷額が1兆円を超えるリーディング産業となっている。また、農林水産業、食料品関連産業、バイオ産業、環境関連産業及びロボット産業なども盛んであり、九州の豊かな自然、文化及び集客施設を活用した観光産業も主要産業の一つとなっている。

「空間的ポジショニング」とは、九州が世界経済の成長の極みである東アジア地域の東端に位置することである。九州は、東アジアから直径約1,500km内にあるという地理的な近接性から、経済的なつながりが極めて強く、また、輸送コストの軽減や日帰りが可能など、モノや人の移動において有利であるため、東アジアとの緊密な経済圏の形成が可能である。特に九州は、黄海を中心とした環黄海経済圏の一部を成しており、経済交流並びに地域間交流が進展している。東アジアの経済圏という視点から考えると、わが国の中で九州地方は地理的に非常に優位な状況にある。

東アジア地域の産業集積と九州が果たすべき役割

九州を含めた東アジア地域は、世界の製造拠点として産業集積が進んでいる。九州、韓国、中国が占める世界シェアは、自動車生産台数14.0%、鉄鋼生産32.4%、造船生産（受注量）59.8%と高い値を示している。また、この地域は、世界有数の半導体関連企業の立地が見られ、半導体生産の盛んなところであるが、九州における半導体デバイスの生産額は世界シェアの6.1%を占めている。しかも、生産量が高いだけでなく、工程を介した国際分業関係が形成されている。

今後、九州は、成長著しい東アジアの活力を取り込み、経済交流、地域交流及び学術・文化交流等での中核をめざす必要がある。そのためには、東アジア地域の産業集積を活かした連携の促進や産・学・官の国際連携の強化、優秀な人材の育成・活用、東アジア地域の環境問題の解決、九州地域内の港湾・空港相互の連携の強化、ビジターズインダストリー（集客産業）の振興などに取り組まなければならない。さらには、食の安全志向に対応し、安全・安心な食料を供給する地域としていち早くブランド化を検討することも必要である。

今やEU（欧州連合）やNAFTA（北米自由貿易協定）と並び、世界経済の三極体制の一角に躍り出た東アジア地域において、九州が一つになって国際競争力を高め、リーダーシップを発揮しながら、東アジア地域の持続的発展に貢献することが重要である。

3 アジアに向けた九州観光の戦略

アジアの国々の著しい経済発展が見込まれる中、とりわけ東アジアが世界経済の新たな核として注目を浴びており、東アジアと歴史的・地理的にも密接な関係にある九州は、アジアのゲートウェイとしての役割を果たすことが期待されている。特に、国際観光交流は国際相互理解の促進など世界平和にも大きく貢献できるものであり、観光事業は裾野が広い産業であることから経済波及効果は絶大である。

国においては、2010年に訪日外国人旅行者数1,000万人をめざした「ビジット・ジャパン・キャンペーン（VJC）地方連携事業」などの取り組みを全国で展開し、観光立国の実現に向けた成果を徐々に上げている。

しかし、九州地域の観光は他の地域と比べると相対的に低下していると言われており、

また、ビザ発給の緩和などで今後大きなマーケットとして期待できる東アジアでは、観光の目的地として九州の認知度は低いのが実情である。

このような中、九州国立博物館、九州新幹線、北九州空港などの新たなインフラ整備を活かし、戦略的な観光への取り組みが重要となってきた。

戦略の視点

「観光」を九州のリーディング産業として位置付けるとともに、「九州は一つ」の理念のもと従来の行政単位を越え、官民が一体となって観光客のニーズに応えた広域的な交流・連携を深めるとともに、九州観光推進機構との連携も図りながら、観光振興のための事業を推進する。

戦略の体系

ア 魅力ある九州観光の創造

九州が有する自然、歴史、文化、温泉などの豊富な観光資源にさらに磨きをかけるとともに、産業技術・遺産、環境をテーマとした産業観光など新しい観光資源の掘り起こしを行い、地域が競争と連携の中で観光地としてのレベル向上やブランド化を進める。また、観光事業を牽引していく人材の育成とともに、人的ネットワークの形成により地域間連携を促し、観光の視点によるまちづくりを推進する。

さらに、東アジアの観光マーケットに対して新たなサービスを提供し、訪れた人が感動し、再び訪れたい観光地づくりをめざす。

イ ホスピタリティ（心のこもった手厚いもてなし、歓待の精神）の向上

東アジアからの観光客を温かくお迎えする「おもてなしの心」の提供とともに、観光案内所などでの通訳サービスや観光案内ボランティアの充実、アジア通貨の両替機能の充実など、安心して便利に旅行できる環境づくりを進める。

ウ 九州域内移動の利便性の向上

九州内共通乗り物券や観光施設入場券の作成による特典サービスの提供、移動手段の多様化や交通基盤整備の促進によって都市間移動の利便性向上を図り、外国人観光客の九州地域内における回遊性・滞在性を高める。

エ アジアの人々を九州に呼び込む戦略

アジアからの観光客誘致において、主たる国々は韓国、中国、台湾、香港といった東アジア地域であることから、これらマーケットの特徴を個別に把握するとともに、ターゲットを明確にして対応することが重要である。

また、九州の認知度を高めるため、九州観光のイメージづくり、観光モデルルートの設定など魅力的な旅行商品の開発や、訪日教育旅行誘致、国内外の大型国際イベント等の活用による九州観光への誘引など、九州が一体となった観光プロモーション事業を実施する。

オ 美しい国日本を九州で創造する

景観に優れたカナダのロッキー山脈を抜ける道路は観光のためだけに造られたという。そのような視点で、美しい国日本をアピールできる公共工事やインフラ整備の充実を図る。同時に、自ら地域社会を美しくしていく、掃除や美化の実践を展開し、美しい心づくりの普及にも努力する。

統計・その他資料編

[平成19年7月改訂版]

統計・その他資料編 目次

ページ

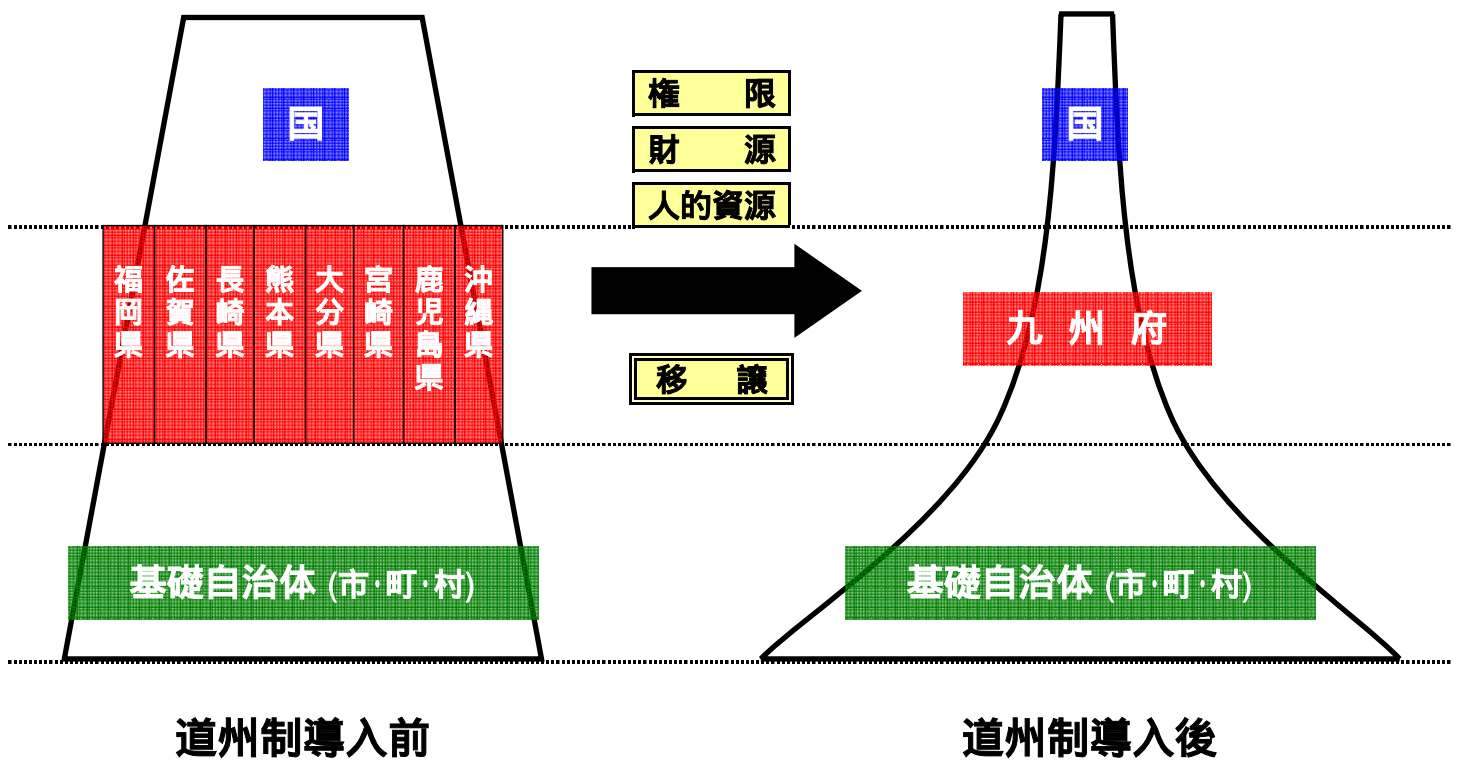
[統計資料]

1 道州制導入前後の国と地方の組織体系イメージ図	25
2 九州各県の人口、面積	26
3 「平成の大合併」前後の市町村数	26
4 九州各県の市町村職員数、市町村職員一人当たり人口	27
5 九州各県の県職員数、県職員一人当たり人口	27
6 九州各県の国職員数、国職員一人当たり人口	28
7 九州各県の県議会議員数	28
8 九州各県の県内総生産、一人当たり県内総生産	29
9 九州各県の県民所得、一人当たり県民所得	29
10 九州各県の主要財政指標	30
11 九州各県の歳入歳出決算額、一人当たり歳入歳出決算額	30
12 九州各県の人口規模別都市自治体数	31
13 「九州府」の総人口、総面積と国際比較	32
14 「九州府」の総生産額と国際比較	32
15 「九州府」の輸出入額と国際比較	33

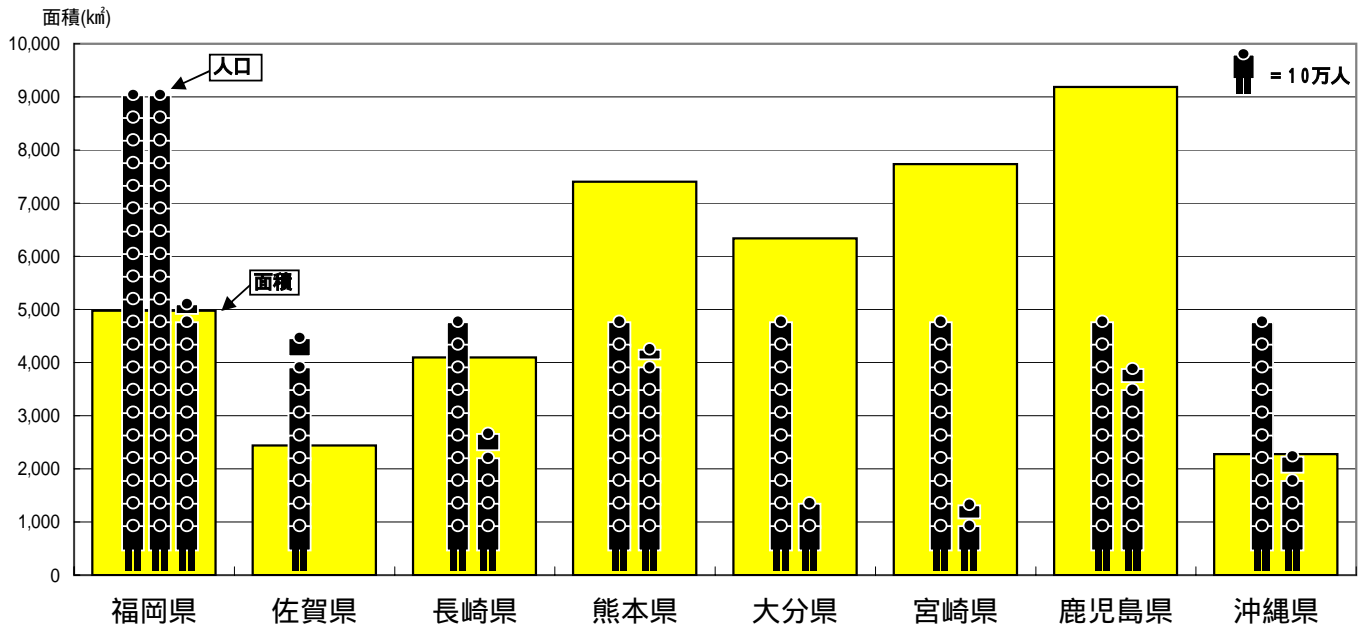
[その他資料]

16 「九州府」構想の実現をめざした工程表	34
17 「九州府」構想の実現に向けた住民等への働きかけ	35
18 沖縄県における主な団体の道州制等についての研究・提言一覧表(概略)	36
19 九州における道州制等のあり方研究委員会設置要綱	37
20 九州における道州制等のあり方研究委員会 会員名簿	38
21 九州における道州制等のあり方研究委員会 幹事名簿	39
22 九州における道州制等のあり方研究委員会 調査・研究スケジュール	40

1 道州制導入前後の国と地方の組織体系イメージ図



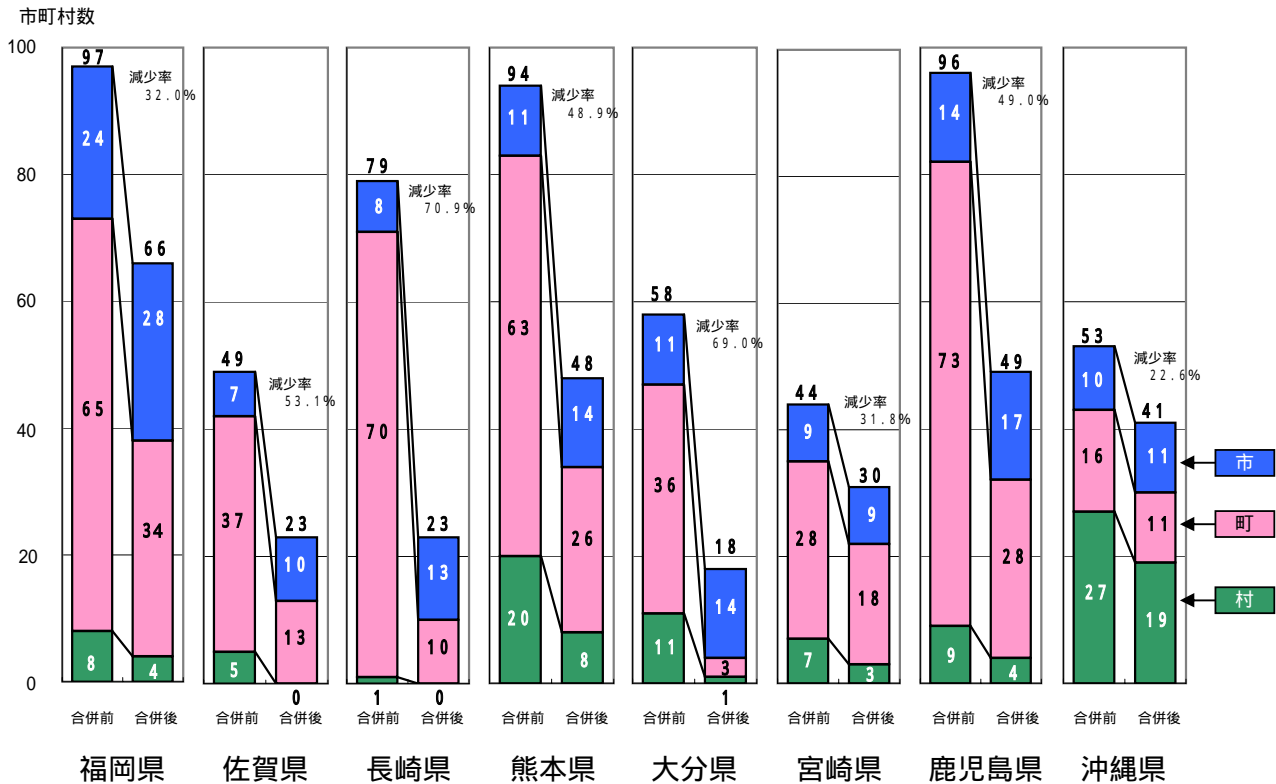
2 九州各県の人口、面積



	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	九州8県
人口(人)	5,049,908	866,369	1,478,632	1,842,233	1,209,571	1,153,042	1,753,179	1,361,594	14,714,528
面積(km ²)	4,976.17	2,439.58	4,095.22	7,405.21	6,339.33	7,734.78	9,187.80	2,275.28	44,453.37

1 人口:総務省「平成17年国勢調査人口(H17.10.1現在)」による
 2 面積:国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調(H18.10.1現在)」による

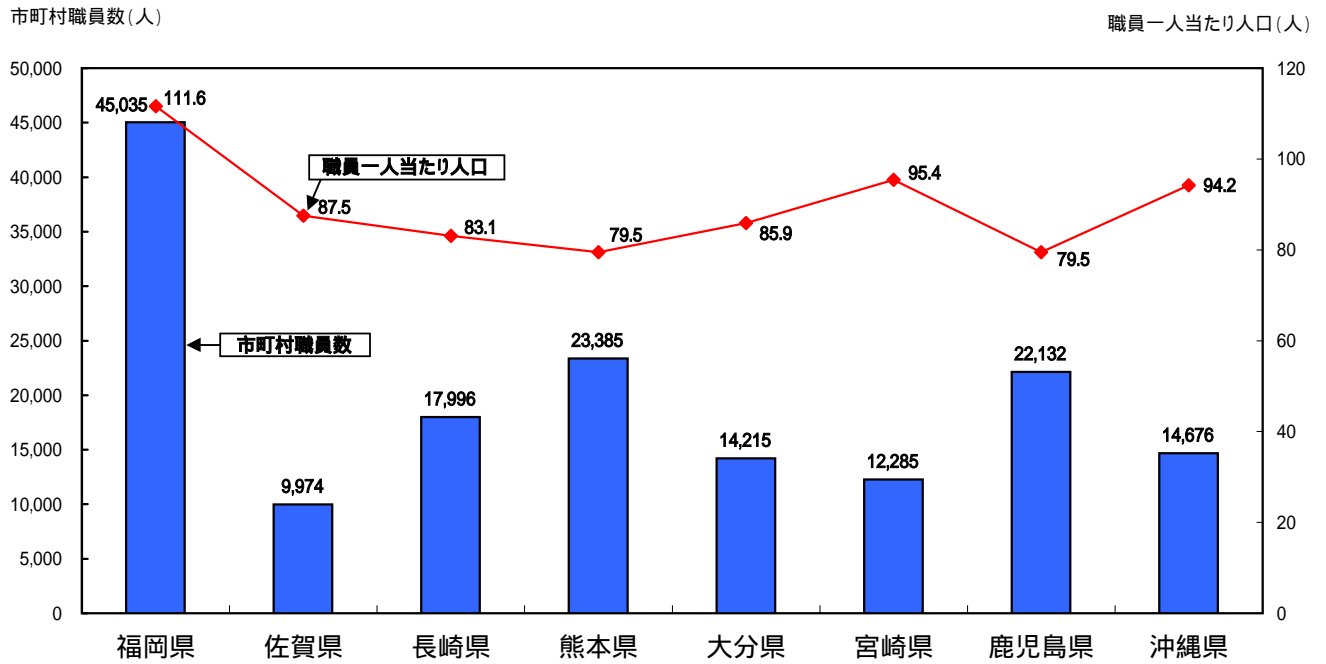
3 「平成の大合併」前後の市町村数



	福岡県		佐賀県		長崎県		熊本県		大分県		宮崎県		鹿児島県		沖縄県		九州8県	
	合併前	合併後	合併前	合併後	合併前	合併後	合併前	合併後	合併前	合併後	合併前	合併後	合併前	合併後	合併前	合併後	合併前	合併後
市町村数	97	66	49	23	79	23	94	48	58	18	44	30	96	49	53	41	570	298
市	24	28	7	10	8	13	11	14	11	14	9	9	14	17	10	11	94	116
町	65	34	37	13	70	10	63	26	36	3	28	18	73	28	16	11	388	143
村	8	4	5	0	1	0	20	8	11	1	7	3	9	4	27	19	88	39

市町村数:合併前(H12.4.1現在)、合併後(H19.4.1現在)

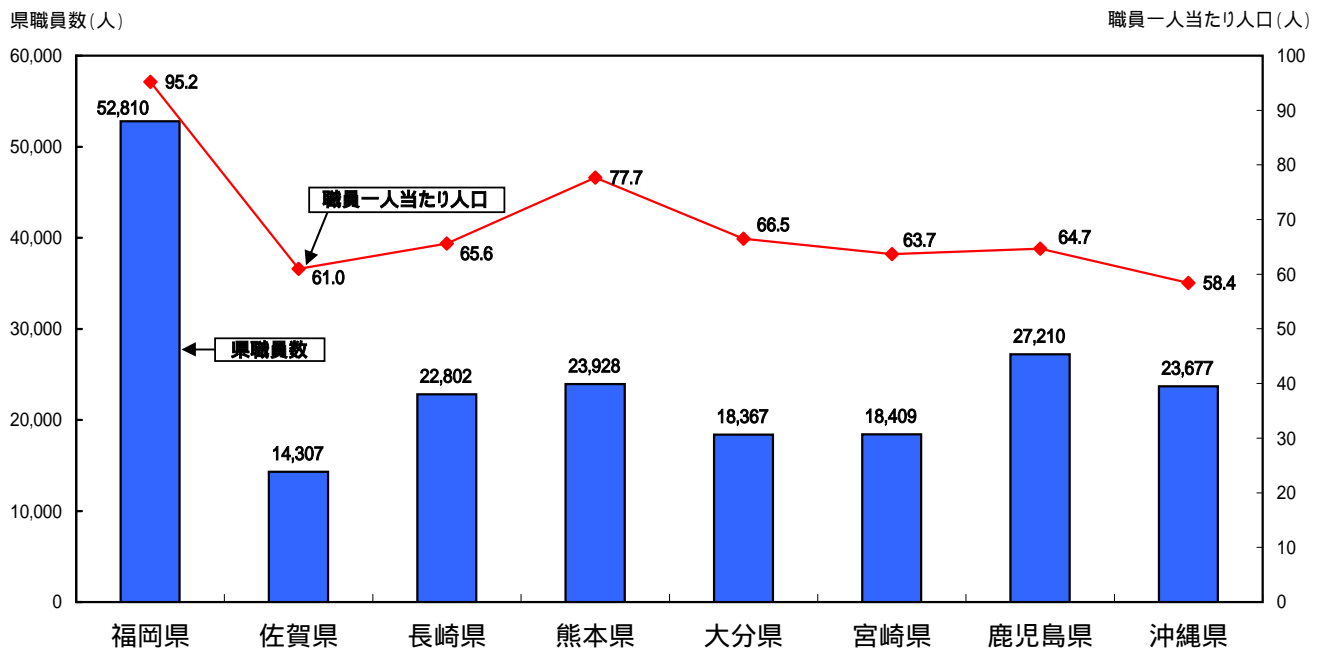
4 九州各県の市町村職員数、市町村職員一人当たり人口



	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	九州8県
市町村職員数(人)	45,035	9,974	17,996	23,385	14,215	12,285	22,132	14,676	159,698
一人当たり(人)	111.6	87.5	83.1	79.5	85.9	95.4	79.5	94.2	92.6

- 1 市町村職員数：総務省「地方公共団体定員管理調査(平成18年度)」による
- 2 人口：(財)国土地理協会「住民基本台帳人口要覧(平成18年)」による
- 3 職員一人当たり人口：平成18年住民基本台帳人口 / 平成18年度市町村職員数

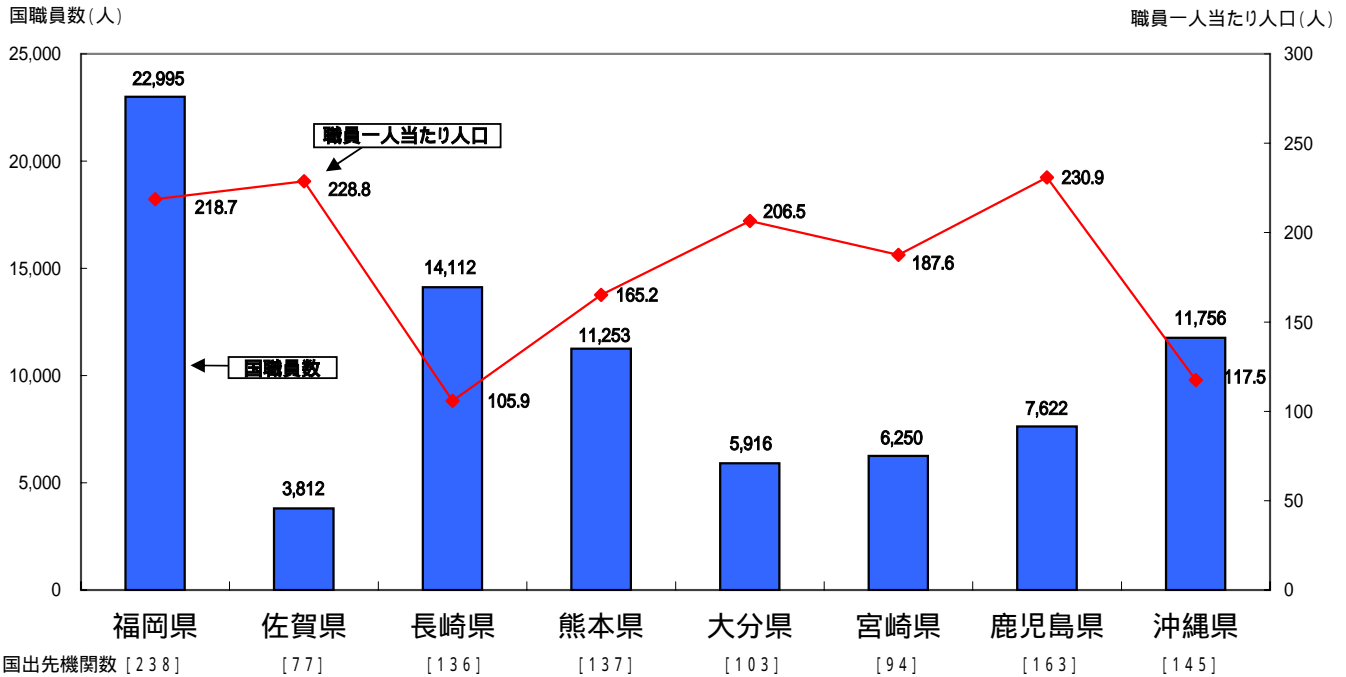
5 九州各県の県職員数、県職員一人当たり人口



	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	九州8県
県職員数(人)	52,810	14,307	22,802	23,928	18,367	18,409	27,210	23,677	201,510
一人当たり(人)	95.2	61.0	65.6	77.7	66.5	63.7	64.7	58.4	73.4

- 1 県職員数：総務省「地方公共団体定員管理調査(平成18年度)」による
- 2 人口：(財)国土地理協会「住民基本台帳人口要覧(平成18年)」による
- 3 職員一人当たり人口：平成18年住民基本台帳人口 / 平成18年度県職員数

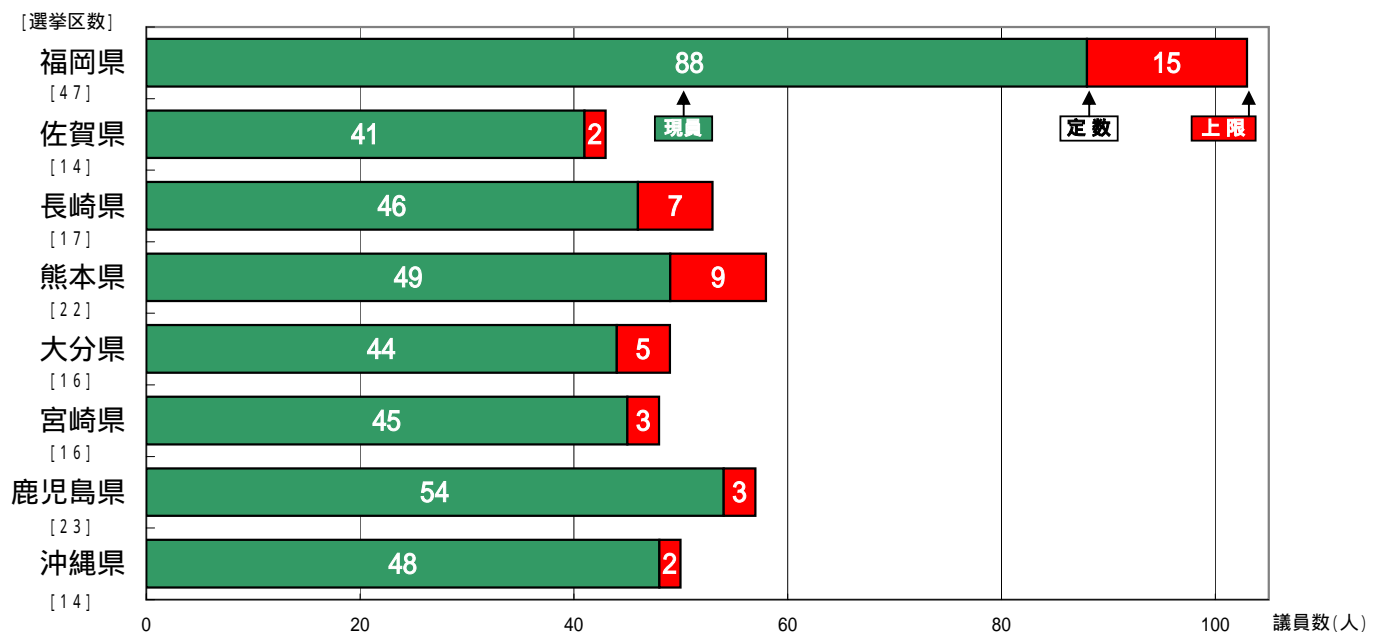
6 九州各県の国職員数、国職員一人当たり人口



	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	九州8県
国出先機関数	238	77	136	137	103	94	163	145	1,093
国職員数(人)	22,995	3,812	14,112	11,253	5,916	6,250	7,622	11,756	83,716
一人当たり(人)	218.7	228.8	105.9	165.2	206.5	187.6	230.9	117.5	176.7

- 1 国出先機関数、国職員数：総務省「平成18年事業所・企業統計調査(速報値)」による
- 2 人口：(財)国土地理協会「住民基本台帳人口要覧(平成18年)」による
- 3 職員一人当たり人口：平成18年住民基本台帳人口 / 平成18年国職員数

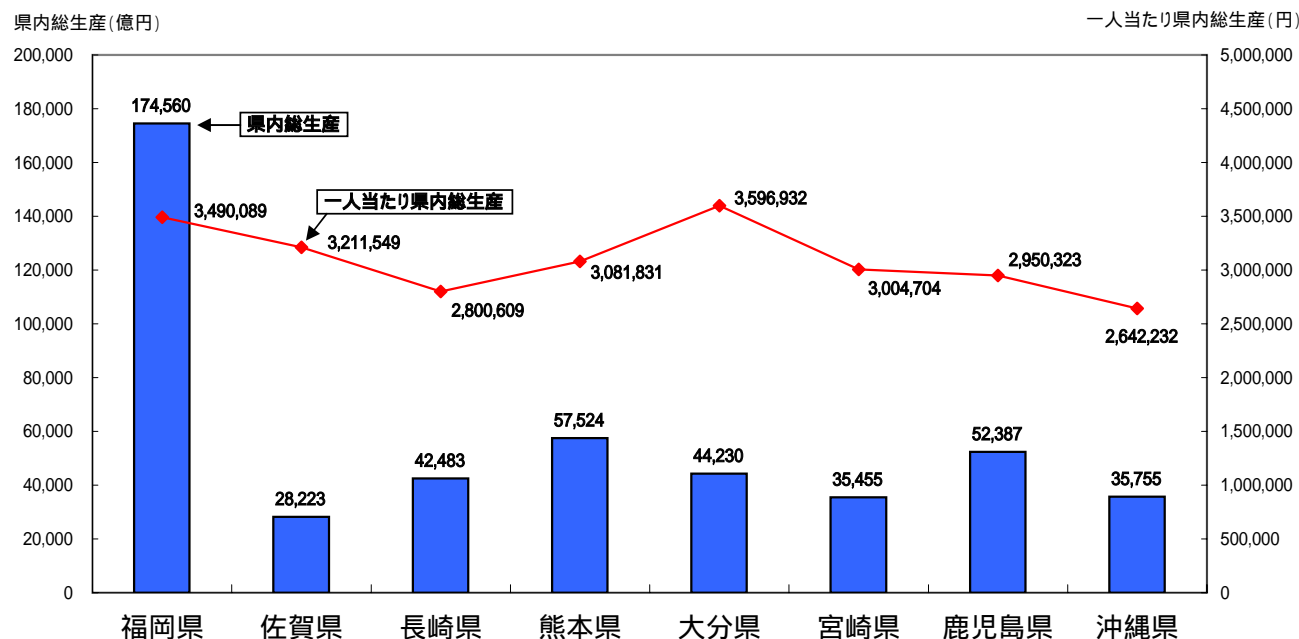
7 九州各県の県議会議員数



	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	九州8県
上限数(人)	103	43	53	58	49	48	57	50	461
定数(人)	88	41	46	49	44	45	54	48	415
現員(人)	88	41	46	49	44	45	54	48	415
選挙区数	47	14	17	22	16	16	23	14	169

平成19年4月8日現在

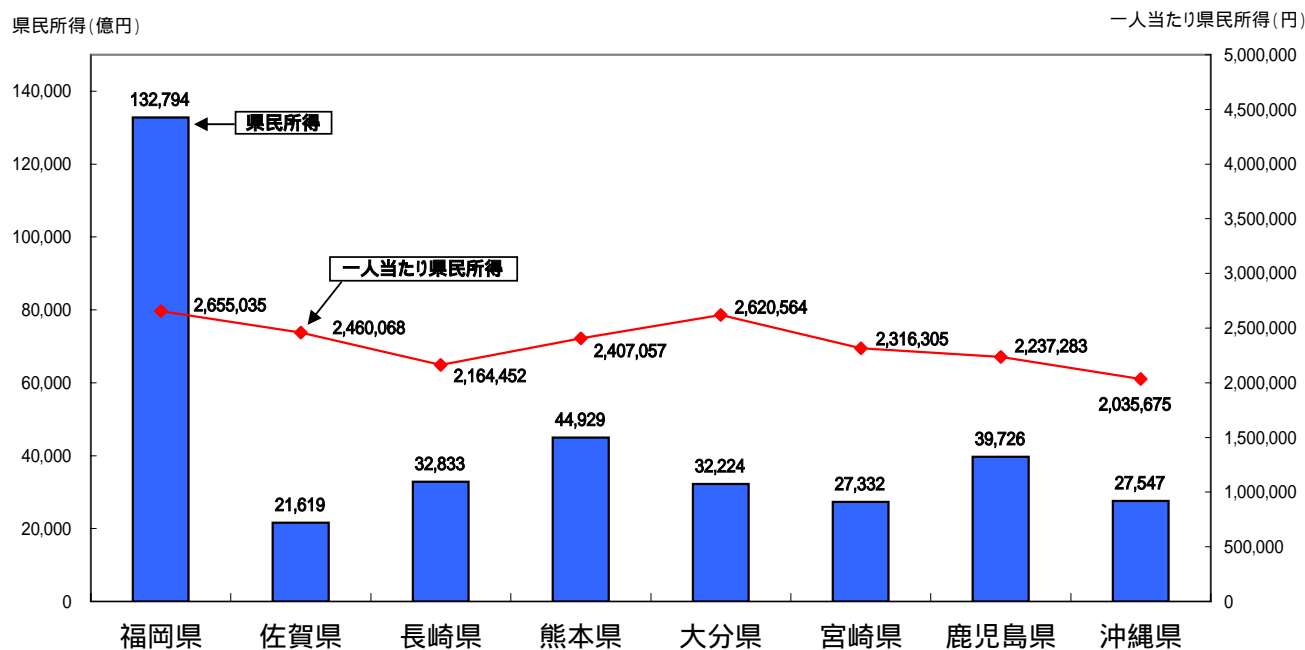
8 九州各県の県内総生産、一人当たり県内総生産



	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	九州8県
県内総生産(億円)	174,560	28,223	42,483	57,524	44,230	35,455	52,387	35,755	470,617
一人当たり(円)	3,490,089	3,211,549	2,800,609	3,081,831	3,596,932	3,004,704	2,950,323	2,642,232	3,179,339

- 1 県内総生産:総務省「社会生活統計指標 - 都道府県の指標 - 2007」のうち、2003年度(平成15年度)の数値による
- 2 人口:(財)国土地理協会「住民基本台帳人口要覧(平成15年)」による
- 3 一人当たり県内総生産:平成15年度県内総生産(円) / 平成15年住民基本台帳人口

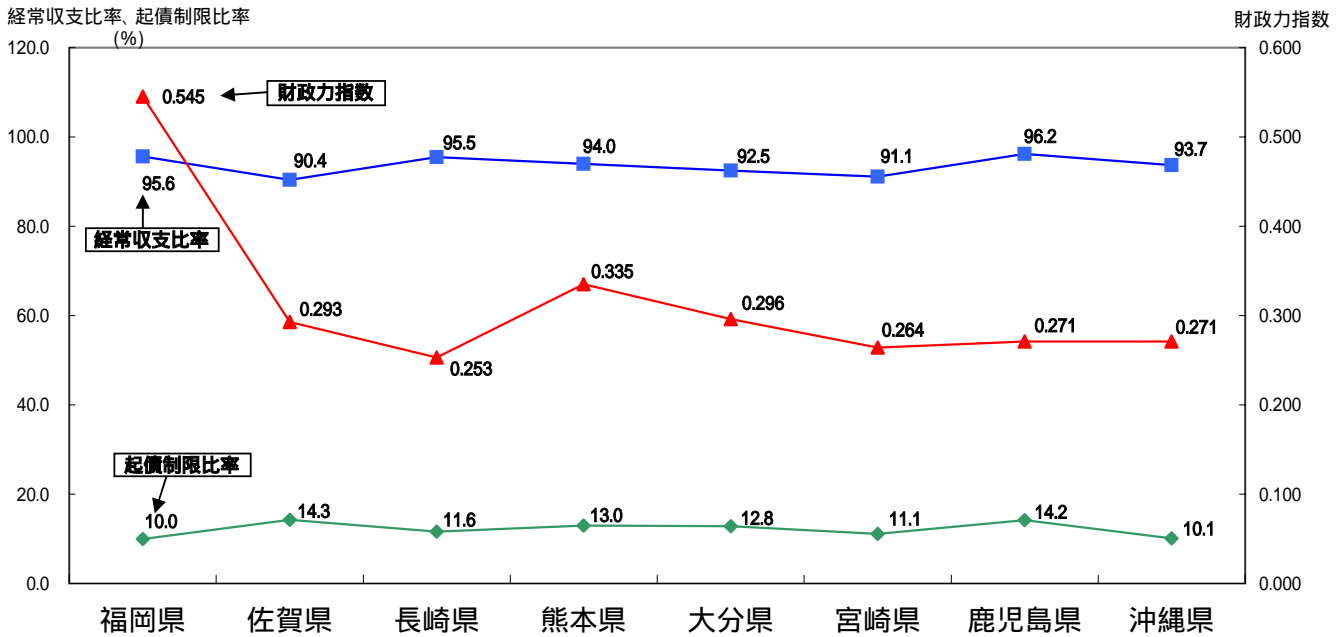
9 九州各県の県民所得、一人当たり県民所得



	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	九州8県
県民所得(億円)	132,794	21,619	32,833	44,929	32,224	27,332	39,726	27,547	359,004
一人当たり(円)	2,655,035	2,460,068	2,164,452	2,407,057	2,620,564	2,316,305	2,237,283	2,035,675	2,425,317

- 1 県民所得:総務省「社会生活統計指標 - 都道府県の指標 - 2007」のうち、2003年度(平成15年度)の数値による
- 2 人口:(財)国土地理協会「住民基本台帳人口要覧(平成15年)」による
- 3 一人当たり県民所得:平成15年度県民所得(円) / 平成15年住民基本台帳人口

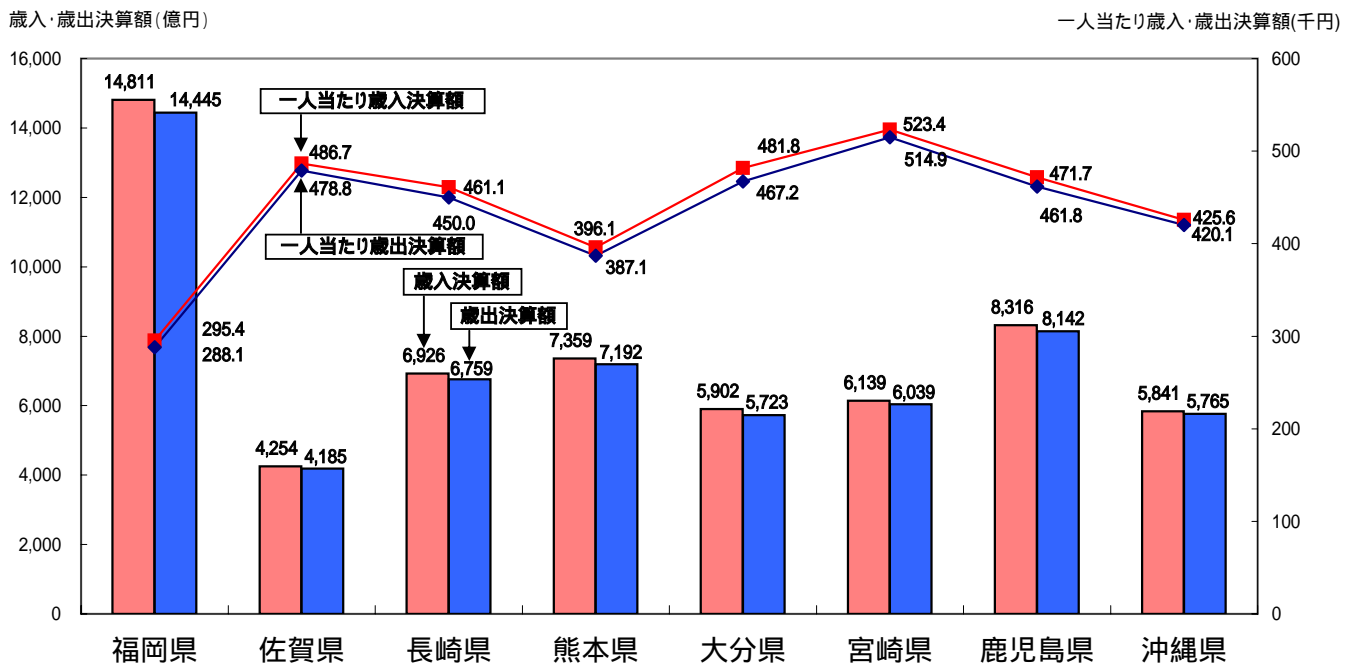
10 九州各県の主要財政指標



	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	九州8県
経常収支比率 (%)	95.6	90.4	95.5	94.0	92.5	91.1	96.2	93.7	93.6
起債制限比率 (%)	10.0	14.3	11.6	13.0	12.8	11.1	14.2	10.1	12.1
財政力指数	0.545	0.293	0.253	0.335	0.296	0.264	0.271	0.271	0.316

総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧(平成17年度)」による

11 九州各県の歳入歳出決算額、一人当たり歳入歳出決算額



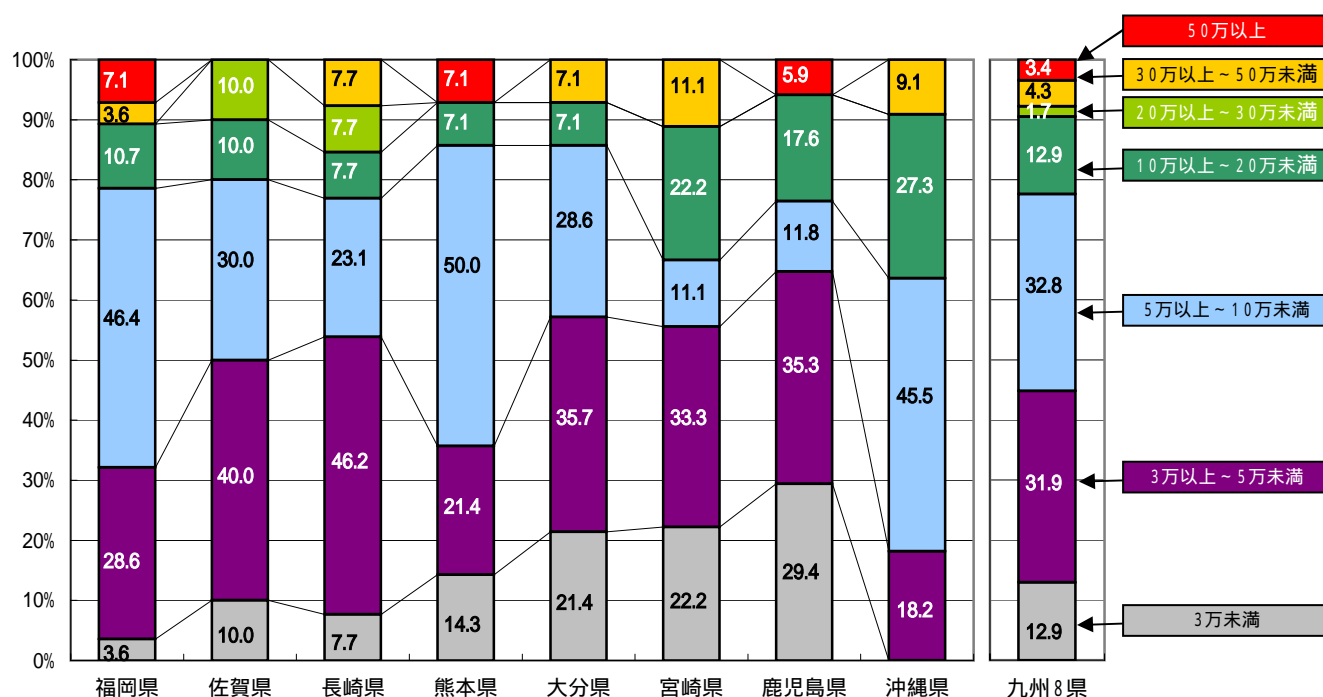
	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	九州8県
歳入決算額(億円)	14,811	4,254	6,926	7,359	5,902	6,139	8,316	5,841	59,548
一人当たり(千円)	295.4	486.7	461.1	396.1	481.8	523.4	471.7	425.6	402.9
歳出決算額(億円)	14,445	4,185	6,759	7,192	5,723	6,039	8,142	5,765	58,250
一人当たり(千円)	288.1	478.8	450.0	387.1	467.2	514.9	461.8	420.1	394.1

1 歳入・歳出決算額:総務省「平成17年度都道府県決算状況調」による

2 人口:(財)国土地理協会「住民基本台帳人口要覧(平成17年)」による

3 一人当たり歳入・歳出決算額:平成17年度歳入・歳出決算額(千円) / 平成17年住民基本台帳人口

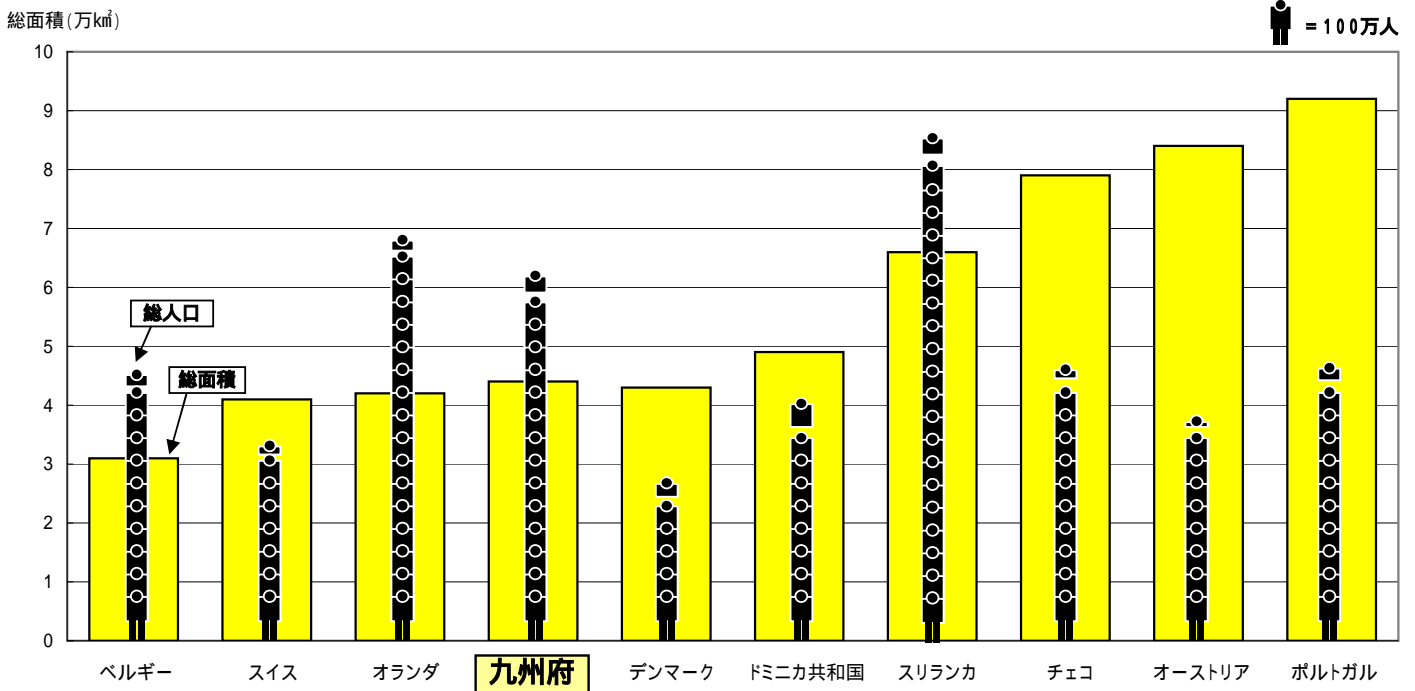
12 九州各県の人口規模別都市自治体数



	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	九州8県
3万未満	1 (3.6%)	1 (10.0%)	1 (7.7%)	2 (14.3%)	3 (21.4%)	2 (22.2%)	5 (29.4%)	0 (0.0%)	15 (12.9%)
3万以上5万未満	8 (28.6%)	4 (40.0%)	6 (46.2%)	3 (21.4%)	5 (35.7%)	3 (33.3%)	6 (35.3%)	2 (18.2%)	37 (31.9%)
5万以上10万未満	13 (46.4%)	3 (30.0%)	3 (23.1%)	7 (50.0%)	4 (28.6%)	1 (11.1%)	2 (11.8%)	5 (45.5%)	38 (32.8%)
10万以上20万未満	3 (10.7%)	1 (10.0%)	1 (7.7%)	1 (7.1%)	1 (7.1%)	2 (22.2%)	3 (17.6%)	3 (27.3%)	15 (12.9%)
20万以上30万未満	0 (0.0%)	1 (10.0%)	1 (7.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (1.7%)
30万以上50万未満	1 (3.6%)	0 (0.0%)	1 (7.7%)	0 (0.0%)	1 (7.1%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)	1 (9.1%)	5 (4.3%)
50万以上	2 (7.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (7.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.9%)	0 (0.0%)	4 (3.4%)
計	28 (100%)	10 (100%)	13 (100%)	14 (100%)	14 (100%)	9 (100%)	17 (100%)	11 (100%)	116 (100%)

各人口区分欄の都市自治体数は、総務省「平成17年国勢調査人口(H17.10.1現在)」による

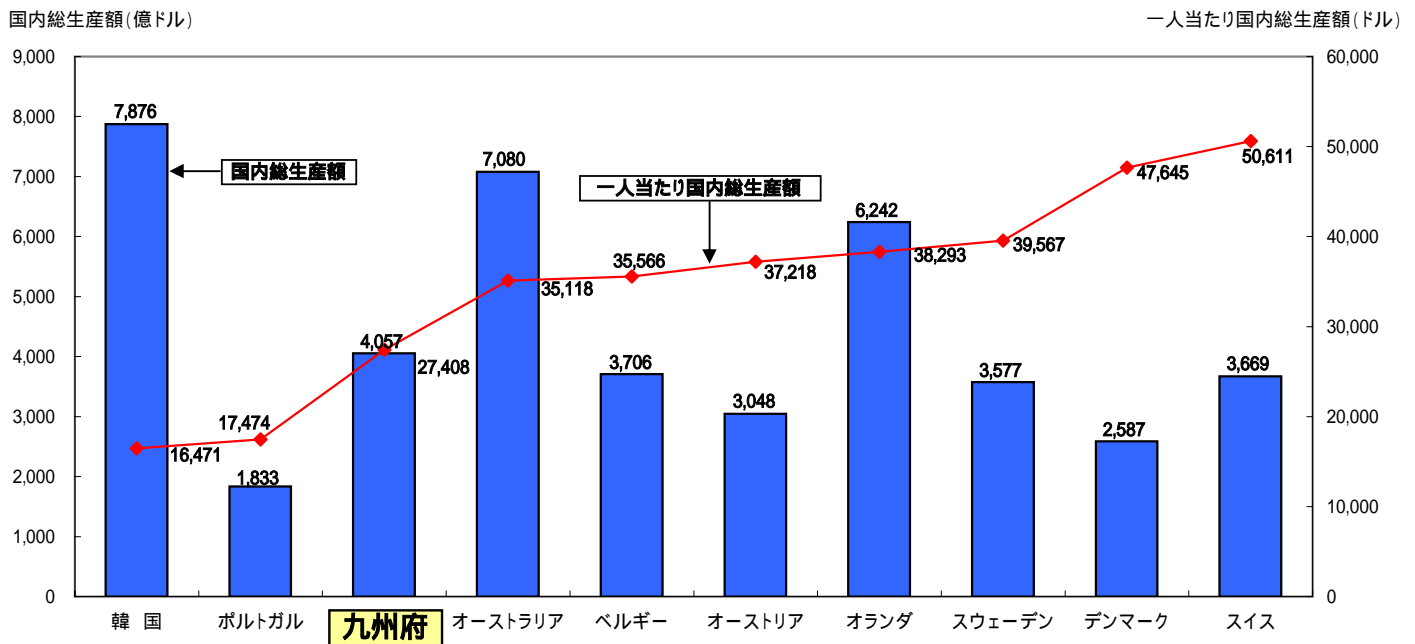
13 「九州府」の総人口、総面積と国際比較



	ベルギー	スイス	オランダ	九州府	デンマーク	ドミニカ共和国	スリランカ	チェコ	オーストリア	ポルトガル
総人口(万人)	1,042	725	1,630	1,471	543	890	2,074	1,022	819	1,049
総面積(万km ²)	3.1	4.1	4.2	4.4	4.3	4.9	6.6	7.9	8.4	9.2

- 1 「九州府」の総人口は、総務省「平成17年国勢調査人口(H17.10.1現在)」による
- 2 「九州府」の総面積は、国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調(H18.10.1現在)」による
- 3 各国の総人口、総面積は、総務省「世界の統計2006」のうち、2005年推計人口、2002年面積の数値による

14 「九州府」の総生産額と国際比較

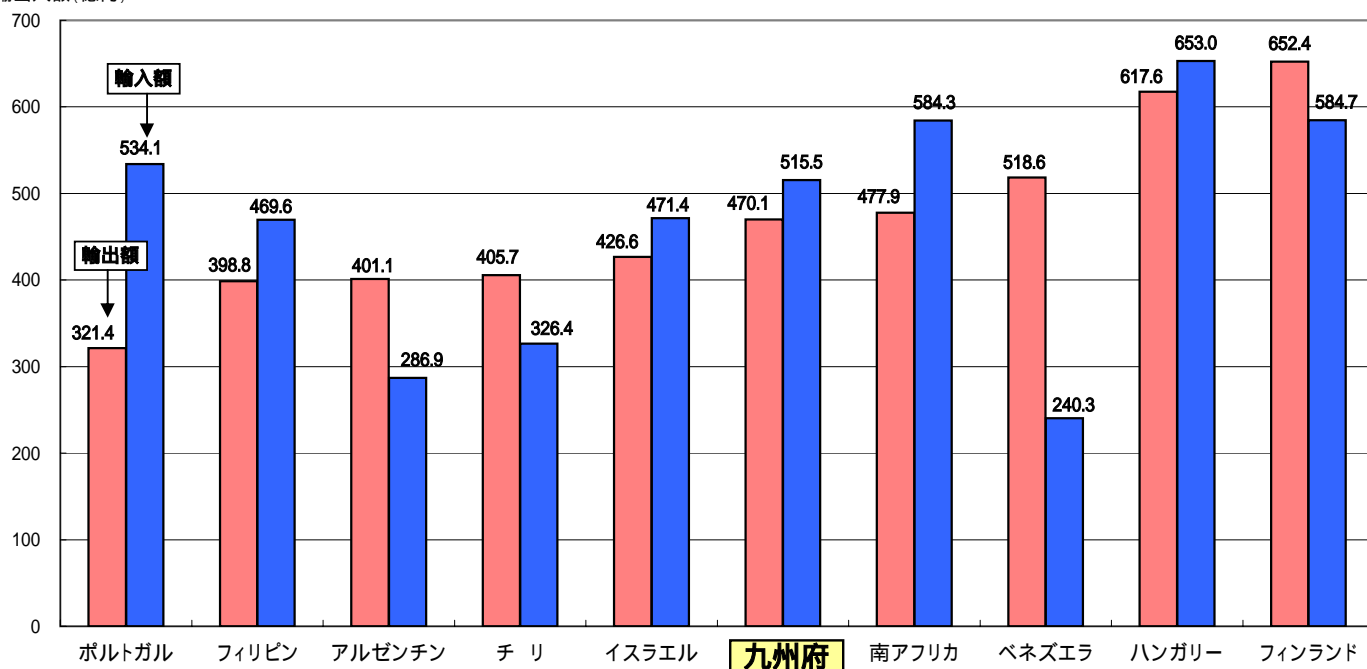


	韓国	ポルトガル	九州府	オーストラリア	ベルギー	オーストリア	オランダ	スウェーデン	デンマーク	スイス
国内総生産額(億ドル)	7,876	1,833	4,057	7,080	3,706	3,048	6,242	3,577	2,587	3,669
一人当たり(ドル)	16,471	17,474	27,408	35,118	35,566	37,218	38,293	39,567	47,645	50,611

- 1 「九州府」の国内総生産額は、平成15年度の県内総生産額を1ドル=116円に換算したものによる
- 2 「九州府」の一人当たり国内総生産額は、平成15年度県内総生産額を平成15年住民基本台帳人口で除し、1ドル=116円に換算したものによる
- 3 各国の国内総生産額、一人当たり国内総生産額は、総務省「世界の統計2007」のうち、2005年(平成17年)の数値による

15 「九州府」の輸出入額と国際比較

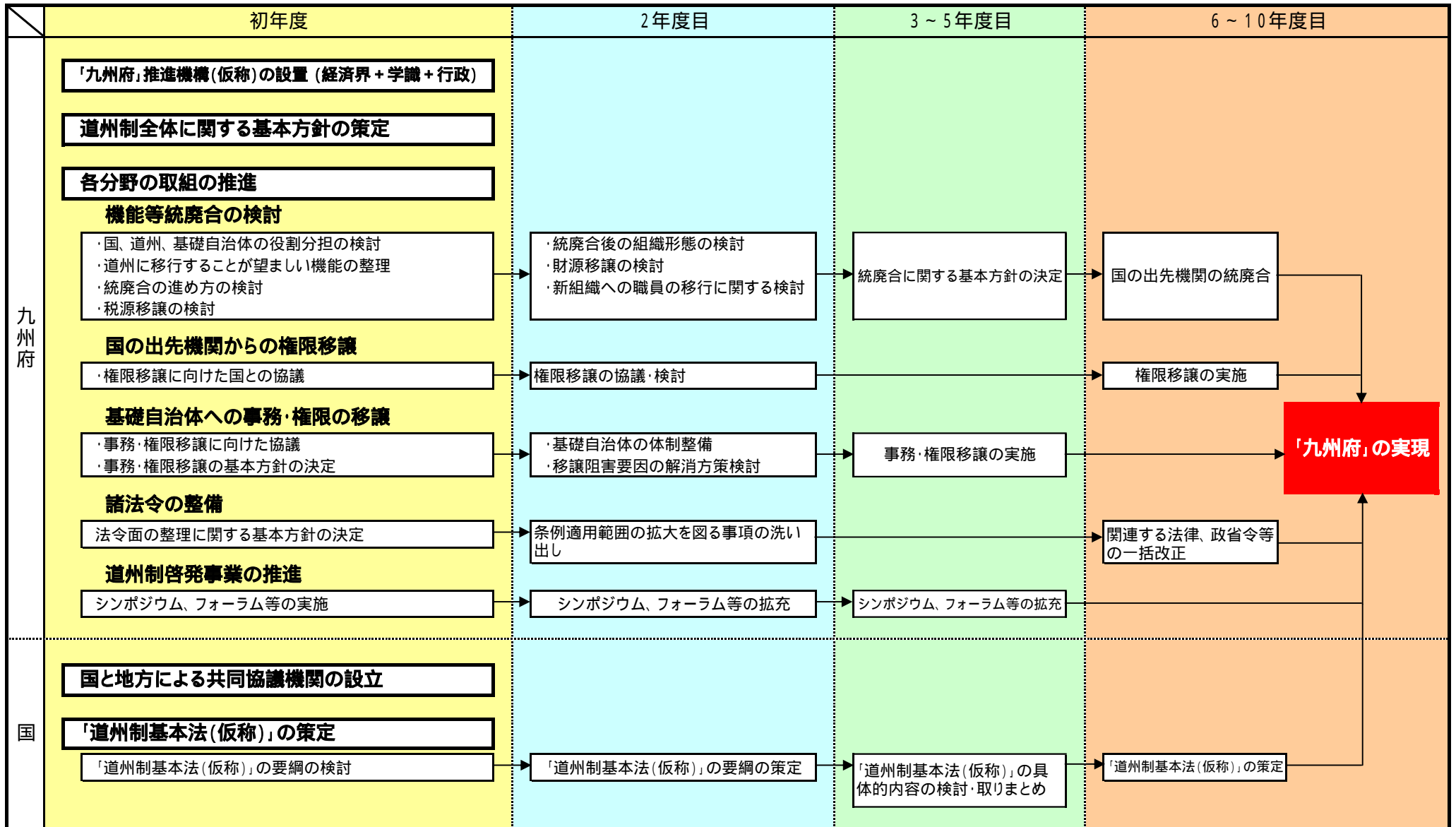
輸出入額(億円)



	ポルトガル	フィリピン	アルゼンチン	チリ	イスラエル	九州府	南アフリカ	ベネズエラ	ハンガリー	フィンランド
輸出額(億ドル)	321.4	398.8	401.1	405.7	426.6	470.1	477.9	518.6	617.6	652.4
輸入額(億ドル)	534.1	469.6	286.9	326.4	471.4	515.5	584.3	240.3	653.0	584.7

- 1 「九州府」の輸出入額は、門司税関「九州経済圏の貿易(確定値)」の平成18年各県輸出入額を、1ドル=116円に換算したものによる
- 2 各国の輸出入額は、総務省「世界の統計2007」のうち、2005年(平成17年)の数値による

16 「九州府」構想の実現をめざした工程表



17 「九州府」構想の実現に向けた住民等への働きかけ

1 住民に対するアプローチ

各県市長会単位で、県内を数ブロックに分け公聴会、シンポジウム等を実施する。
各種宣伝媒体（HP、広報紙、ケーブルテレビ、チラシ、ポスター等）を活用して、道州制の概要、「九州府」構想骨子（報告書）についてPRする。

2 国(関係省庁)へのアプローチ

骨子（報告書）を関係省庁に送付する。
道州制をテーマとしたシンポジウム等を開催する際に、関係省庁の局部長に対して出席を要請する。

3 九州選出国會議員へのアプローチ

全国市長会議等上京時に、各県選出国會議員に対して、骨子（報告書）を手渡し、道州制の必要性をアピールする。
各県選出国會議員が地元へ帰郷した際に、骨子（報告書）を手渡し、道州制の必要性をアピールする。
道州制をテーマとしたシンポジウム等を開催する際に、出席を要請する。

4 全国市長会(他支部市長会を含む)へのアプローチ

全国市長会議開催時に、骨子（報告書）を配布し、研究成果をアピールする。
他支部市長会事務局あて骨子（報告書）を送付し、研究成果をアピールする。

5 九州内地方五団体へのアプローチ

骨子（報告書）を九州内地方五団体に送付し、研究成果をアピールする。
道州制をテーマとしたシンポジウム等を開催する際に、出席を要請する。

6 経済団体(九経連、九同友など)へのアプローチ

骨子（報告書）を各経済団体に送付し、研究成果をアピールする。
道州制をテーマとしたシンポジウム等を開催する際に、出席を要請する。
経済団体主催のシンポジウム等に参加した際、「九州府」構想についてPRする。

18 沖縄県における主な団体の道州制等についての研究・提言一覧表(概略)

団体名	沖縄県道州制等研究会	沖縄自治研究会	沖縄経済同友会(九州経済同友会・九州はひとつ委員会)	琉球自治州の会	沖縄道州制研究会
メンバー	沖縄県庁関係部局次長・課長クラス(部長級へ格上げする予定がある。)	沖縄県内大学の研究者、自治体職員、住民等が参加し、沖縄の自治を研究する参加フリーの研究会	「九州経済同友会」は九州・沖縄8県の経済同友会の連合組織。この中の「九州はひとつ委員会」は、九州自治州構想の実現に向けた取り組みを行うためのアクションプラン委員会で、沖縄経済同友会からも委員が参加している。	趣旨に賛同する個人会員の市民運動体	沖縄県庁職員有志
研究テーマ	道州区域のあり方 国と道州の役割分担・権限委譲 財源・財政問題 産業振興策	沖縄自治州基本法(憲法第95条に基づく特別法)	「九州はひとつ委員会」においては、九州・沖縄8県と国の出先機関を統合した「九州自治州構想」の提案	琉球自治州の骨格 平和・基地問題 経済の自立の課題 琉球文化の育成・発展、をまとめていく。	沖縄県単独での道州制移行に関する制度研究
研究目的	国における道州制議論への沖縄県の対応のあり方を調査・研究する。	法律に基づいた沖縄自治州政府の樹立(中央政府と自治州政府が対等に議論し、沖縄住民の声が沖縄に関する国の施策に反映される仕組みを構築する。)	「九州はひとつ委員会」においては、「自立経済圏九州」の実現を目指すため、九州・沖縄8県と国の出先機関を統合した「九州自治州」を創設することを提起している。	沖縄の九州州への統合を避け、自立を実現する。	沖縄の地域特性を最大限発揮できる地域制度としての道州制度について、有識者、民間企業職員等一般県民の参加もはかりながら幅広く研究し提言にまとめる。
中間報告または提言等	H17年11月22日「沖縄県道州制等研究会中間報告」	H17年10月「沖縄自治州基本法試案」刊行	沖縄経済同友会は、H17年12月5日「道州制に関するシンポジウム(テーマ:道州制と沖縄の選択ー沖縄にふさわしい道州制とはー)」を開催し、アピールを採択した。	H17年10月「琉球自治州の構想ー自立をめざしてー」刊行	H16年10月28日沖縄道州制研究会中間報告「沖縄道州制試論(骨子案)」
報告・提言等内容	沖縄県単独で道州を構成するのが望ましいのではないかと。	憲法第95条に基づく特別法立法により「沖縄自治州基本法」を制定し、沖縄自治州を樹立する。	上記アピール(本表下参照)	憲法第95条に基づく特別法立法により「琉球自治州基本法」を制定し、琉球自治州を樹立する。	憲法第95条に基づく特別自治法による沖縄県単独の道州制移行
目指している道州等制度	沖縄県単独での道州(確定ではない。)	憲法第95条に基づく特別法立法による沖縄自治州(一国多制度的道州制)	九州経済同友会・九州はひとつ委員会の「九州自治州構想」においても、沖縄県を「特別自治州、ないし「特別自治区」として検討する必要性を提起している(H17年6月九州自治州構想)	憲法第95条に基づく特別法立法による沖縄自治州(一国多制度的道州制)	憲法第95条に基づく特別法立法による沖縄自治州(一国多制度的道州制)

道州制に関するシンポジウム(沖縄経済同友会主催)採択アピール「沖縄の道州制確立に向けて」

<道州の区域> 沖縄単独の区域が望ましい。「官から民へ」の行財政改革と自律的な経済振興策を早急に実施するための社会的な合意が必要である。

<道州の制度設計> 国から地方へ権限・財源の大幅移譲、道州間の財政力不均衡是正のための財政調整制度、地域のことは地域で決められるシステムの構築を求める。

<検討機関の設置> 沖縄の総意を形成するため、オール沖縄的な機関の必要性を提案すると共に、そのための検討会を、産業界・大学・公共団体・政党等が連携して早急に立ち上げることを求める。

上記表以外にも、その他の団体や県内各政党が道州制について研究・見解を表明している。

19 九州における道州制等のあり方研究委員会設置要綱

九州市長会

(目的)

第1条 九州市長会に、九州における道州制等のあり方研究委員会(以下「委員会」という。)を設置し、市町村から見た道州制、連邦制、県合併、県連合及び県境を越えた広域連携等都道府県のあり方に関する情報収集及び調査研究を行う。

(構成)

第2条 委員会の会員は、九州各県市長会から選出された市長並びに九州市長会会長が指名した市長をもって構成する。

- 2 委員会に委員長並びに副委員長を置き、委員長並びに副委員長は会員の互選によるものとする。
- 3 委員会は、オブザーバーとしての参加を認めることができるものとする。

(幹事会)

第3条 委員会に、専門的な調査研究を行うための下部組織として、幹事会を設置する。

- 2 幹事は、課長級もしくは係長級の担当市職員を、各県市長会を通じて選出する。
- 3 幹事会に座長を置き、座長は幹事の互選によるものとする。
- 4 幹事会は、オブザーバーとしての参加を認めることができるものとする。

(会議の開催及び成果の報告)

第4条 委員会並びに幹事会は委員長が招集する。

- 2 幹事会は、原則として福岡市において開催する。
- 3 委員会の情報収集並びに調査研究結果等は、九州市長会の総会において報告するものとする。

(事務局)

第5条 委員会並びに幹事会の庶務を担当するための事務局を置く。

- 2 事務局は、九州市長会事務局内に置く。

(会計)

第6条 本会の経費は、九州市長会事務局の予算をもってこれにあてる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会並びに幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員会に諮って委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年10月18日から施行する。

20 九州における道州制等のあり方研究委員会 会員名簿

平成18年10月12日現在

県名	役職名	氏名	備考
福岡県	北九州市長	末吉興一	九州市長会顧問・福岡県市長会会長
	福岡市長	山崎広太郎	九州市長会顧問
	大牟田市長	古賀道雄	
	宗像市長	谷井博美	
	田川市長	伊藤信勝	
佐賀県	多久市長	横尾俊彦	佐賀県市長会会長
	佐賀市長	秀島敏行	
	鳥栖市長	牟田秀敏	
長崎県	長崎市長	伊藤一長	九州市長会会長・長崎県市長会会長
	佐世保市長	光武 顕	
熊本県	熊本市長	幸山政史	熊本県市長会会長
	荒尾市長	前畑淳治	
大分県	大分市長	釘宮 磐	大分県市長会会長
	別府市長	浜田 博	
	宇佐市長	時枝正昭	
宮崎県	宮崎市長	津村重光	宮崎県市長会会長
	日向市長	黒木健二	
鹿児島県	鹿児島市長	森 博幸	鹿児島県市長会会長
	鹿屋市長	山下 榮	
沖縄県	那覇市長	翁長雄志	沖縄県市長会会長
	沖縄市長	東門美津子	

注 氏名欄の は委員長、 は副委員長を表す。

2.1 九州における道州制等のあり方研究委員会 幹事名簿

平成18年10月12日現在

県名	市名	職名	氏名	備考
福岡県	北九州市	総務市民局経営企画室次長	久保健也	
	福岡市	総務企画局法制課長	吉村隆一	
	大牟田市	企画調整部企画振興課長	堤隆明	
	宗像市	総務部秘書課長 (人づくり・まちづくり研究所事務局長)	灘谷辰生	
	田川市	総務部企画課長	丸田宏幸	
佐賀県	多久市	総務部経営統括室長	山田俊哉	
	佐賀市	総務部企画課長	野崎公道	
	鳥栖市	総務部総合政策課長	伊東立美	
長崎県	長崎市	企画部次長兼総合企画室長	野田哲男	
	佐世保市	企画調整部企画調整課課長補佐	松尾幸弘	
熊本県	熊本市	企画財政局企画広報部企画課課長補佐	古庄修治	
	荒尾市	企画管理部政策企画課長	江上芳一	
大分県	大分市	企画部企画課長	佐藤浩	
	別府市	企画部政策推進課主幹	内田剛	
	宇佐市	総務部企画課課長補佐	蓑田重光	
宮崎県	宮崎市	企画部企画政策課長	帖佐伸一	
	日向市	企画課長	鈴木一治	
鹿児島県	鹿児島市	企画部企画調整課主幹	中園正人	
	鹿屋市	企画財政部企画調整課課長補佐	稲田雅美	
沖縄県	那覇市	経営企画部経営企画室主査	比嘉了	
	沖縄市	企画部行政改革課長	渡嘉敷直栄	

注 氏名欄の は座長を表す。

2.2 九州における道州制等のあり方研究委員会 調査・研究スケジュール

年 月 日	内 容 等
平成17年 5月18日(水)	第96回九州市長会理事会・総会(於別府市) ・総会に先立つ顧問会において、道州制等の研究会の設置について事務局から提案を行い、その後の理事会、総会において了承され、秋の総会までに担当者レベル(各市課長級)による調査研究を先行して行うこととなった。
7月5日(火)	第1回幹事会(於福岡市) ・各県市長会を通じて推薦された幹事(各県2名ずつ)が出席。 ・座長を長崎市選出幹事(野田総合企画室長)に決定。 ・研究方針、研究テーマについて意見交換。
8月10日(水)	第2回幹事会(於福岡市) ・道州制研究を巡る現状、問題点と基本的な考え方、研究方針、調査研究事項、スケジュール等の協議。
8月31日(水)	第3回幹事会(於福岡市) ・研究方針、調査研究事項、スケジュール等の決定。
9月上旬～10月上旬	各県市長会を通じて、研究会会員市長の推薦を受け、委嘱状を交付。
10月18日(火)	第97回九州市長会理事会・総会(於熊本市) ・理事会及び総会において、幹事会におけるこれまでの協議経過を説明し、翌日開催する第1回研究会の概要について報告。委員長の選出。
10月19日(水)	第1回委員会(於熊本市) ・研究方針並びに調査研究事項の決定、今後のスケジュール、意見・情報交換等。
12月2日(金)	第2回委員会(於福岡市) ・平松前大分県知事の講演、研究方針並びに調査研究事項の一部改訂、基礎自治体と広域自治体のあり方について、意見・情報交換等を実施。
12月中旬～ 平成18年1月下旬	骨子の柱となる7つの研究テーマを設定し、幹事を2～4人のグループに分けて骨子(素案)の原稿作成作業を実施。
平成18年 2月15日(水)	第3回委員会(於福岡市) ・骨子(素案)についての協議等。
2月下旬～4月中旬	事務局及び幹事において、骨子(案)、統計資料等の整理作業を実施。
4月20日(木)	第4回委員会(於福岡市) ・骨子(案)についての協議等。
4月下旬～5月上旬	事務局及び幹事において、骨子(案)等の最終調整作業を実施。
5月16日(火) ～18日(木)	第5回委員会(於霧島市)…骨子(案)の決定 第98回九州市長会理事会・総会(於霧島市) ・理事会、総会において、委員長が研究結果を報告。骨子(案)の承認。
5月中旬～ 8月下旬	報告書の柱となる6つの章について、幹事を2～4人のグループに分けて報告書(案)の原稿作成作業を実施。
8月11日(金)	第6回委員会(於福岡市) ・他団体との交流報告、工程表の提示、今後の活動方針について協議。
8月中旬～ 10月上旬	事務局及び幹事において、報告書(案)等の最終調整作業を実施。
9月30日(土)	第7回委員会(於福岡市) ・報告書(案)、特別決議について協議。「道州制シンポジウム」の説明。
10月11日(水) ～13日(金)	第8回委員会(於長崎市)…報告書(案)の決定 第99回九州市長会理事会・総会(於長崎市) ・理事会、総会において、委員長が研究結果を報告。報告書(案)の承認。

注 内容等欄のうち、 は委員会、 は幹事会、 は九州市長会総会を示す。